

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業 第24回検証会議（1日目）

宮古南静園 聞き取り（公開）

平成16年11月17日（水）

【事務局（加納）】 大変遅くなりまして失礼いたしました。それではただいまより、第24回ハンセン病問題に関する検証会議を開催させていただきたいと思います。

まず、座長よりあいさつをさせていただきたいと思います。

【金平座長】 ハンセン病問題検証会議の座長の金平でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

私どもこの検証会議は、丸2年1カ月前に設置されました。国のハンセン病政策の誤りを検証する、そのために設置されまして今日まで検証作業を続けてまいりました。検証の場、また検証の方法、さまざまでございますけれども、何といたっても国によって誤った隔離政策というものがとられましたその被害の現場と申しましょうか。ハンセン病療養所のすべてに伺いたい、その場に立って検証をすべきであると委員は考えました。そして、今日まで国立療養所12園、それから私立の療養所2園にお伺いいたしました。ここ宮古南静園は、したがいまして、国立療養所の13園目ということになりますが、私たちにとってはこれですべての療養所の現場に立たせていただくということになりましたので、きょうはそういう意味では私ども検証会議委員といたしましても、特別な思いでここに参りました。

先ほど、納骨堂に献花をさせていただきました。250余の柱、現在眠っていらっしやると伺いました。宮里自治会長さんからも、この園の歴史、それについて短い間にも非常に貴重ないろんなお話が盛り込まれたごあいさつを伺うことができました。また、私は検証会議の委員として先ほど献花をさせていただきましたが、眠っておられる方々に検証会議が参りました、ということを中心の中でつぶやきながら献花をさせていただいたことを申し上げたいと思います。

療養の歴史の聞き取り、被害の歴史の聞き取りというのは、なかなか簡単なものではないと思っております。しかし、時代とかまた地域性、それから背景、そういうものがいろいろ異なる中で、それぞれの園で今、療養中の方、そしてまた各園の納骨堂に参らせていただきましたけれど、そこで眠られていらっしやる方々、その方たちのほんとうの無念の思

いというものも感じながらの検証でございました。

間もなく、私ども検証会議に与えられた時間というのは終わりになります。来年の3月でございます。きょう、ここの南静園での聞き取りをさせていただきますけれども、これを踏まえて私どもは最後の時間、この2年半、形式的には3年になりますけれども、この間の検証作業を終えるに当たっての報告書をまとめるということになります。現在、既にその作業に入っております。先ほど申しましたように、歴史が、そしてその事実があまりにも重く大きく、私どもの検証のまとめの作業も大変難しい段階に入っておりますけれども、私たちのこの会議の設置の目的に照らして、何とか実のある検証会議を終わらせるために、今、報告書を作成中であるということをご報告しておきたいと思っております。

本日も、この南静園での検証のために、園ご当局も当然ながら、自治会の皆様方にも大変お世話になりました。また、ここの園にかかわっていらっしゃるさまざまな方たちも私どものためにいろいろなご配慮をくださったと伺っております。この場をかりまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

私、この席に参りましてから、実はこの「しおり」を拝見いたしました。「南静園の知られざる史跡」というのがありまして、その下のほうに検証会議記念のリーフレットと書いてございますが、ここにありますように入所者自治会と書いてございますので、宮里会長さん、また自治会の皆様方、私どものためにわかりやすいリーフレットも用意してくださったというそのお気持ち、またこういうことを実際に、いろんなお力をおかしくくださったことに対しまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。ほんとうにありがとうございました。限られた時間でございますけれども、本日と明日、南静園での検証会議を私ども最後まで務めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【事務局(加納)】 続きまして、宮古南静園園長、比嘉賀雄様よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【比嘉園長】 皆さん、こんにちは。宮古南静園園長の比嘉でございます。

検証会議の皆様、本日は宮古までお越しくださいます。まことにご苦労さまでございます。私は、今年4月に出されました「2003年度ハンセン病問題検証会議報告書中間報告書」を非常に厳粛な気持ちで読ませていただきました。その中には無らい県運動とか懲戒検束など、今日では想像もつかないハンセン病及びハンセン病患者さんに対する偏見、差別、人権侵害の実態が記されています。そして、報告書を読み終えて、この偏見・差別

が生み出された構造や現状を分析、究明し、再発防止に取り組むための提言をするという検証会議の皆様の強い意志が感じられました。これまで精力的にご活動くださいました皆様のご労苦に対しまして敬意を表するとともに、来年に出される2004年度最終報告書の内容についても、厳粛な気持ちで受けとめていきたいと考えています。

宮古南静園は、昭和6年3月に県立宮古保養院と命名して、14人の患者さんで開園しております。その後、昭和8年に臨時国立宮古療養所と改称され、昭和16年に厚生省に移管、戦後の昭和21年より米軍事政府の管轄となり、昭和27年4月、琉球政府創立と同時に琉球政府に移管、昭和47年5月、日本復帰に伴い厚生省に移管、国立療養所宮古南静園と改称され現在に至っております。その間、昭和19年10月の宮古島初空襲で壊滅的な被害を受け、園の機能は全面的にストップいたしております。その後、幾多の変遷を経て、現在、122名の方が一般舎棟、不自由者棟、病棟に分かれて暮らしていらっしゃいます。これからも、入所者の医療、看護、介護、福祉の質の向上に努めてまいる所存でございます。

これから、入所者、退所者の方の聞き取り調査が行われるわけですが、その勇氣あるご発言に敬意を表したいと思えます。きょうは園にとっても歴史的な1日であり、ご発言の一つ一つが重要な歴史的な証言であると重く受けとめております。

本日はありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。(拍手)

【金平座長】 どうも、比嘉園長さん、ありがとうございました。

それでは、園長のごあいさつが終わりましたので、早速本日の聞き取りに入らせていただきたいと思います。

【事務局(加納)】 聞き取りに先立ちまして、マスコミの関係の方をお願いをさせていただきます。本日は傍聴席のほうも撮影をして構わないということで、一応許可をいただいておりますが、カメラに写ることを避けたいという方につきましては、私のほうから向かって右手のほうにつきましてはカメラを向けないゾーンということでさせていただきたいと思えますので、もしお顔等写ることについてご心配のある方については、3列ありますうちの一番向かって右側の列のほうにご移動いただければと思えますので、よろしく願いいたします。一番右側は写さないということでよろしく願いいたします。

【金平座長】 それでは、聞き取りに入らせていただきたいと思います。

本日は、3人の方から聞き取りをさせていただく、こういう予定になっております。3人の方がご準備くださっておりますが、順次、お名前を申し上げますので前のほうのお席

にお越しいただきまして、お話をいただきたいと思います。

それでは、第1番目の方でございますが、与那覇次郎さん。

与那覇さんでいらっしゃいますね。きょうはどうもありがとうございます。

【与那覇】 私、与那覇次郎という者でございます。きょうの検証会議に私の療養の体験を話してもらいたいということがありまして、きょうのこのすばらしい検証会議に私の歩んできた体験を話させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

どうも先生方、ほんとうにご苦労さまです。(拍手)

【金平座長】 よろしくお願いいたします。早速、どうぞお願いいたします。

【与那覇】 私は、大正7年12月28日の生まれでございます。きょうは私の療養体験を話させていただきたいと思います。

南静園は、昭和6年3月7日、14名の患者を収容して開園しております。私は10歳のときに発病しました。学校で女の担任の先生に鉛筆でほほを突かれ、何本で突いているかという質問をされました。私のほほに斑紋が出ていたからだと思います。このときは、たまたまかかもしれませんが、質問にきちんと答えられ、そのまま学校に行くことができました。

しかし、小学校5年のとき、突然担任の先生から、「病気を治してから学校には来なさい」と学校から追い返され、退学させられました。私は突然のことに納得がいかなかったため、おじさんに頼んで学校に理由を聞いてもらったところ、やはり、らい病が原因だということでありました。それから数名の民間療法、やぶ治療やお医者さんの治療を受けながら、農業をやったり、あるいは漁業をやったりと、母と姉を助けて働き家計を支えておりましたが、警察官とそれから部落会長さん2人がいらっしゃって、入所を勧められておりました。その私が入所に納得できないものだから、私は2回収容されました。

1回目は昭和13年のときです。私は、それで警察官が部落会長さんと2人おいでいたいて、療養所への入所を勧めにきても拒んでいました。宮古でのそのころの生活は、芋をつくり、アワをつくり、麦をつくり、自給自足の生活でしたので、私はその療養所に行けばうちの生活がどうなるかと心配でなかなか応じられなかったわけです。その上にある日、警察官に「あす、車を持ってきて連れていくから準備しなさい」と言われました。有無を言わさない態度でしたと、畑から私が帰ってきたら母から告げられて、そのためにその夜、母と話し合い、午前1時ごろ家を出て約5時間の道を歩いて、宮古南静園の前身の宮古療養所へ向かいました。そのまま家にいて警察官が来ると、私の病気のことなどが近

所に知れたり、あるいは家族みんながそこに住めなくなるかもしれないと恐れたからです。1938年、19歳のころのことです。療養所の周囲には有刺鉄線が張りめぐらされていました。

入所してみると、警察官が話していた「療養所に行けば治療ができ、早く退園もできる」という話とは全く裏腹に、毎日奉仕作業ばかりでありました。農作業はもちろん、植林作業や道路作業、家を建てるための敷地の整地作業、給食棟の作業や重病棟の付添作業、治療助手、その他重労働ばかりでありました。

治療は週3回、月、水、金曜日に大楓子油の注射と外科の包帯交換だけでありました。水は各寮に雨水タンクが設置されていて、食器洗いや洗面などはこのタンクの水でしていました。

そのころの療養所は無断外出が厳しく制限され、毎日夜8時から夜10時までの間に、各寮、各室の指名点呼がありました。そのとき、マラリア病で毛布を頭からかぶってがたがた震えて寝ている者確かめるためにも、職員は長靴のままで寝床までも上がってくる状況でした。お医者さんの往診をお願いしても、医者もげた履きのままで上がってくる。看護婦もそのとおりにする。また、気分が悪くても、医者の証明がなければ作業を休むこともできません。そのころのハンセン病療養所の運営は、患者の労働力による安上がり政策がとられており、治療よりも作業が重視されていたのであります。

そのころは、所内結婚をする者は断種手術を受けなければなりません。私も25歳のとき、所内結婚をしました。その後、妻から子供ができたよさという話がありまして、ひそかに産むつもりでいましたが、それもできませんでした。結婚のうわさでもあれば、ただちに医局から断種手術の日時の言い渡しがあります。私もそのことがありまして、子供も欲しい、断種手術は怖いし、妻と話し合い園を逃走して、園外で子供を産むことにしました。園を出ても家に行くこともできないので、実家から2キロほど離れた畑の片隅に小屋を建て、約2カ年くらい生活しました。芋をつくったり、魚をとったりして何とか生活をしていました。子供は産まれましたが、産後の処置などが悪かったのか、わずか1日で息を引き取りました。子供を産むためにあらゆる困難を覚悟して悲壮な決意を持って療養所を出ましたが、あまりにも社会の人々から忌み嫌われ、軽べつされました。あげくの果てにはつばまで吐かれたことは、一度や二度ではありませんでした。私たちの家をそばを通る人々は、みんな鼻をつまんで通っていました。そんな仕打ちを受けながら、私たち夫婦は昭和16年から18年ごろまで社会で働いていました。

第2次世界大戦が激しくなり、ハンセン病者を日本軍が全宮古郡にわたり強制収容することを始めました。その強制収容をしたときには、400名を超える者が収容されたと聞いています。ほんとうは患者でないのに間違えられて収容された者もいると聞いています。私も畑から呼び戻されて家に帰ってみると、日本軍の憲兵2人がけん銃を構えて立っていました。その前に座らされて、役場の係官から、「おまえたちみたいな病人がそちらにいたら、兵隊たちは思うような活動ができないから、療養所に行きなさい」と立ち退き命令書を渡されたのであります。私は、あまりにも突然であったので茫然となり声も出ませんでした。何とか気持ちを立て直して、家具やその他の諸道具などの整理もあるからと1日の日延びをお願いしたのですが、それも聞き入れていただけず、「家具やその他の諸道具は外には出さないで、小屋の中にしまっておきなさい」との命令でした。私は入所して落ちついてから一時帰省を願ってきて整理するつもりで、命令どおり、家具やその他の諸道具一切を家の中にしまつて再入園したのです。ところが、数日後、面会に来た家族の話によると、「あんた方の家は、入所した翌日、朝早く日本軍によって焼き払われました」とのことでありました。私たち夫婦がただ生きるために嘗々として働いたすべては、一瞬のうちに灰に帰されてしまったのであります。

その上、私たちの再入所の条件として係官との約束は、入所しても断種手術をしないことでありましたが、入園すれば園の規則が許すはずがありません。医局から呼び出しがありまして断種手術を受けさせられたのです。妻も2人目の子について墮胎手術を受けさせられました。医者ではない、婦長が手術を担当していました。全くすべての自由を奪われ、人間性を無視され、虫けら同様な患者、ハンセン病患者には救いはないものかと、そのとき世をのろい、人を恨んだこともありました。

そのころの療養所の生活は、第2次世界大戦が激しくなり、食糧事情も極度に悪くなっていました。それでも毎日毎日奉仕作業ばかりでありました。防空ごうを掘る作業、各舎の偽装作業、日本軍の伐採した大きな松の木の根株を掘り起こしておので割り、給食棟のまきに入れる作業、その他重労働ばかりでありました。

昭和16年12月8日の太平洋戦争の開戦日を記念して、毎月8日には大詔奉戴日として宮城蓬拜式を行っておりました。そのとき、園長の訓辞の中で、「宮古島まで敵の飛行機が来ても、南静園には弾一つも落とせないようにする。運動場に赤十字の旗を立てておけば病院の印になって、弾を投下させないようにする」と話していたが、旗はとうとう上がることはありませんでした。

戦争は激しくなる一方、昭和20年3月27日、南静園の全施設は米軍の爆撃によって焼き払われたのであります。4機の敵機が何度も旋回しては南静園を焼き尽くすまで、焼夷弾などを繰り返し、繰り返し落とししたのであります。

その前日の3月26日、海のほうから敵機が来て、南静園に向かって機銃掃射を行いました。私の兄もこのとき機銃掃射で太ももを撃ち抜かれてしまいました。兄はその後十分な治療も受けられず寝たきりとなり、その後、私たちが追いやられた洞窟の中で命を落としました。私は夜、戸板に乗せたまま、兄を埋葬しました。

職員はすぐに日本軍の野原越の防空ごうに逃げ、私たち入園者は置き去りにされました。仕方なく、私たち入園者は園の近くの松林の中に掘ってあった防空ごうで何とか生活していましたが、しかし、そこでの生活すら日本軍によって立ち退き命令が出されました。私たちは島尻山の海岸の洞窟に追いやられたのであります。南静園の浜が敵の兵隊の上陸の予想される地点のリストに挙がっていたようであります。上陸用の戦車や舟艇などに対する防御のための作業をするために、南静園の私たちが立ち退きされたようであります。

この洞窟には、昔、島尻部落でコレラ病が流行したとき亡くなったと思われる人々の死体が風葬という形で多数置かれていました。私たちはその死体の骨を片隅に押しやって、その洞窟を防空ごうがわりに使用することになったのです。

洞窟で生活はできませんので、近くに戸板の二、三枚で屋根をつくり、板で床をつくっただけのもの、もちろん壁はありません、で生活していました。空襲の際は、入園者全員が入れるほどの大きさの洞窟はありませんので、分かれて避難していました。水はしみ出てくる水をためて、ひしゃくですくって使っていました。この水は地下水ではなく、上のほうの田んぼか何かから水がしみ込んだものが出てきたのです。なべも何もなかったので、ドラム缶などでなべをつくり、米はわずかにあったものをほんの少しずつ食べていました。私たちは治療もなく、まさに心身ともに極度の衰弱状態に陥っていました。

私たちは島尻山の洞窟の中で、シラミやヤブカの襲撃を受けながら避難ごう生活をして、日本軍は必ず勝つ、神風が吹いて日本は必ず勝つと、ただ日本軍の勝利を願っておりました。

終戦は昭和20年8月15日ですが、私ども入園者は、9月になってから終戦は知りました。日本は無条件降伏をしたそうだと、もう空襲はないそうだと園外の方から情報が入りまして園に戻ってきましたが、廃墟と化した園には住む家もなく食う食料もありませんでした。終戦までの1年足らずの間に、100人以上の入園者が栄養失調、マラリア、赤

痢などで亡くなりました。体が不自由なためごうに行けずに、道路の側溝で亡くなった方々もおられました。ほんとうに地獄のようでした。

九死に一生を得て生き残った入園者たちは、自給自足で治療もなく、身も心も衰弱しきって、活動も十分できませんでした。しかし、おのおの力を振り絞り、焼け残った材木を拾い集めてバラック小屋を建て、傾斜地の荒れ放題の荒無地を開墾して、芋をつくり野菜をつくりました。なべもないからドラム缶を切り合わせて、なべの代用として生活したのです。

私は日本軍の勝利を願っていた者ですが、日本軍の敗戦となり、アメリカの民主主義がしかれて、私たち入園者にも公民権が与えられ、一個の人間として認められたため、戦争に負けてよかったとしみじみと痛感し、今は平和のとうとさをかみしめています。

終戦後、沖縄は祖国日本からは引き離されて、南静園も琉球政府立宮古南静園となりました。当時は庶務課長が園長代理をされ、医師は町の開業医が嘱託医として採用され、週に1回、午後からだけ診療という形になっていました。終戦後の南静園の医療、看護施設整備、生活福祉面はすべて大変お粗末なものでありました。例えば、兵隊で衛生兵をされていた方々を医師でもないのに医介補として採用していたのであります。それで医療面の失敗も多かったと思います。アメリカの救済品、ララ物資にはほんとうに救われました。

終戦の水事情も非常に深刻なものでした。戦前は各舎に雨水タンクが設置され、食器洗いやまた洗面などはタンクの水を使っていました。そのタンクも、戦争によってまた破壊されてしまいました。そこで、園内南側に連なっている岩山の出水タンクにためて利用しましたが、需要を満たすことができませんでした。そのため、近隣の水源から水を引くことになりました。そこは園から2キロほど離れた通称「ガマ」と言われるところでしたが、そこに揚水ポンプを設置し、簡易水道を布設して園の高台に貯水タンクをつくって給水を行いました。ところが、干ばつときには水が枯れ、日に5分程度しか給水されないし、雨が降ると水源に泥水が流れ込み、赤い泥水となり、水には大変苦労しました。

そういうさなかに、時の最高権者キャラウェイ高等弁務官が来園することになりました。ヘリコプターで到着した弁務官に対し、自治会では水道の赤い泥水をコップに入れて提出し、市からの水道施設の早期実現を要請しました。

昭和30年代、琉球政府立法院議員に食糧の1日1セントの値上げ陳情のため、沖縄本島に行くためにも、沖縄航路線みどり丸のトイレに乗船1時間前から隠れていて、船が出航してから切符は求めて沖縄本島に渡り、立法院議員に陳情したこともあります。当時は

那覇に行くにも、乗船のときは警察官が立ち会いして、病人と発見されたら即刻戻されていたからであります。

昭和28年には、全国ハンセン病療養所の入所者が集まり、全国ハンセン病患者協議会が結成され、らい予防法の改正運動が展開されました。ハンセン病は治る病気になりましたので、らい予防法は改正してもらいたいと国会に対し強く要請いたしましたが、聞き入れませんでした。3園長の証言によって改正できなかったのであります。

沖縄2園、愛楽園も南静園も全患協にはそのころは加盟できませんでした。要請電報や運動資金のカンパなどで協力していました。

ハンセン病の特効薬プロミン薬が南静園に来たのは、昭和25年か26年ころであったかと思えます。このプロミン薬は注射でしたが、その後DDSという錠剤ができていつでも飲める形になり、ハンセン病はまさに普通の治る病気になっていたのです。らい予防法が改正されなかったのはほんとうに残念でなりませんでした。

沖縄が本土復帰した昭和47年5月15日、沖縄2園も日本政府厚生省管轄となり、医療面も看護面も施設整備面も生活福祉面ともに、次第にはありますがよくなってきました。職員も復帰時点には56名でしたが、その後、増えてきていました。復帰するまでは給食棟の作業、不自由者棟の付添作業、治療助手の作業やその他いろいろの作業も自治会で行っていましたが、復帰と同時に次第にはありますが、園に返還しました。しかし、職員の配置や施設整備など多くの面で本土よりも低劣でしたので、そこで沖縄2園も本土療園並みにしてもらいたいと毎年要請していました。

長年、ハンセン病とその家族などを苦しみ、痛めつけたらい予防法も、平成8年4月1日をもって廃止されました。明治40年制定されたらい予防法によって、私たちは強制収容され、世の片隅に追いやられ、社会の方々から忌み嫌われ、偏見・差別を受け、社会性を阻まれ、小さく生きてきました。しかし、このらい予防法も廃止されて、私たち入園者は名実ともに社会の一員として人間性を認められ、基本的人権も回復したことは大きな喜びで、入園者は終身刑から解放された気持ちで喜んでおります。

ハンセン病患者、元患者は、医学的にも法律的にも社会的にも隔離の必要はないとされており、つまり、退園してもよいとされているが、私は長年の間社会性を阻まれ、社会生活の基盤が全然ないし、子供もないし、家もないし、年をとってからは仕事もできないし、生涯、療養所のお世話にならなければならない状態であります。

予防法が廃止され、その喜びのうちに、今度は国家賠償訴訟問題が起きて、菊池恵楓園

の入園者や星塚敬愛園の入園者、南静園の入園者13名の原告が第1次熊本地方裁判所に提訴して、その判決が平成13年5月11日、熊本地方裁判所でありました。判決の結果、らい予防法は違憲性明白であるとされ、全面的に原告の勝利となりました。入園者はもちろん、その家族、支援団体、弁護士の先生方、その他関係者のすべてが大変な喜びでありました。そして、原告団の皆さんや支援団体、弁護団の先生方の強い要請等もあって、また国民世論の高まりもあって、5月25日には小泉純一郎首相は控訴を断念しました。判決が確定したのです。そのときの喜びは言いあらわせません。全入園者はもとより、関係者一同喜んでる次第です。

私ども入園者を、その家族を苦しめたらい予防法の廃止によって、とにかく根強い偏見と差別が、少しずつではありますが解消されつつあることは大きな喜びであります。これまで療養所は有毒地帯として小学生以下の子供たちは入れませんでした。今から五、六年前からヤコブ教会の4歳児、5歳児の保育園児童やみつば保育園児の子供さんたちも園長先生や保母さんたちと毎年慰問交流に来園され、老人クラブのおじいさんやおばあさんたちと一緒に歌や踊りなどをして、肩たたきなどをして楽しんでおります。

南静園の老人クラブ、福寿会は、今から20年前に昭和57年7月に、平良市の老人クラブ連合会に加盟させてもらいたいと園長、自治会長、老人クラブ会長、3名の連署によって要請書を提出してお願いしましたが、何の連絡もないままになっておりました。ところが再度、平成8年2月に要請書を提出したら、加盟することに認められたとのことを連合会の会長さんから知らせがあり、ほんとうに天にも上るほどの喜びでした。私たちも平良市の市民として、また同じ老人クラブの仲間として認められていることを実感して何よりの喜びでした。平良市老人クラブ連合会員となることで、必然的に宮古地区老人クラブ連合会員でもあり、また沖縄県老人クラブ連合会員でもあって、各老人クラブ連合会の諸行事にはすべて参加させております。

らい予防法廃止だけでは、退園の話やうわさなど聞いたこともありませんでしたが、国賠訴訟が起きて原告団の全面勝利となり、原告団や支援団体、弁護士の先生方の政府に対する強い要請などにより、退園者支援給与金の支給制度ができて、南静園からも退園する方が出ておられます。たくさんの方々が退園されました。その退園された方々を社会の皆様方が差別なく温かく迎えてくださることを心から願うものであります。

私は、今から8年前、沖縄県が平和の礎に戦争犠牲者たちを、兵隊であれ、民間人であれすべて刻銘して、永遠の平和のシンボルにすると聞きました。そこで、私は園長に南静

園の戦争犠牲者たちをも平和の礎に刻銘してもらいたいとお願いしました。園長によれば愛楽園にも犠牲者は多くいるということで、愛楽園の園長に伺いを立てたようであります。愛楽園の園長は、らい予防法に秘密保持の規則があるので、これに触れるので園としては申請できないとのことでありました。私は申請する時期やあるいは期間があると思ひまして、園に申請する情報を私にも知らせてくれるようにと頼んでおきましたが、職員もかわり、何の連絡もなかったのであります。平成12年10月ごろ、自治会長から、「あんたが話していた平和の礎への刻銘問題はどうなっているのか」と聞かれたので、これまでのいきさつを話しました。そして、宮古支庁の係の方に電話で伺ったら、いつでも受け付けるとのこと、早速申請書を送っていただきました。

私はすぐに申請書に記載して提出しました。私が平和の礎に刻銘してもらいたいと願ったのは、生きている間は社会の人々から忌み嫌われ軽べつされ、あげくの果てはつばまで吐かれ、有刺鉄線が張りめぐらされた療養所に強制収容され小さく生きてきた者で、特に戦争中は劣悪きわまる食糧事情の中で、重労働ばかりの作業に酷使され死んでいった者であります。

先にも述べましたように、昭和20年3月26日、米軍機の機銃を受け、1人は即死、私の兄も含め七、八名は重傷を負いました。その翌日、南静園の施設は全部焼き払われ、職員も私たちを見捨てて逃げてしまいました。そのために負傷した者たちは治療も受けられず、傷口からはウジ虫までわいてくる状態で苦しみ抜いて亡くなったのです。そこでせめて、平和の礎に刻銘してくだされば、県や国の慰霊祭などでは慰められると思ひ、お願いした次第です。らい予防法も廃止されましたので、同じ県民として、同じ国民として、平和の礎に刻銘してくださるのは当然だと思ひ喜んでる次第です。

平成13年、平和の礎に兄の名を刻銘させることができました。生きている間は嫌われて寂しい思いで亡くなったでしょうが、今は当たり前の県民として、国民として認められていること、安心して眠ってくださいと亡き兄に告げました。

政府や国会においても、また県や各市町村においても、ハンセン病患者、元患者たちをも理解されているように思いますが、個人になるとまだまだ理解されていないように思ひます。ハンセン病の後遺症を病気と思ひこんで、後遺症のある人々は今も偏見・差別を受けています。専門の先生方の話では、後遺症は病気ではない。健常者にも出るおでき、宮古の言葉で「根太（おでき）が治った後のプティ（カサブタがとれた後に残った傷跡）のようなものである」と言っております。

障害者であれ、健常者であれ、お互いはみんな神様から授かる子供であります。健常者でも障害者でもみんな元気で幸せな生活を送る基本的権利があるわけです。これからはハンセン病患者、元患者をご理解していただき、みんな助け合い、支え合いして、戦争のない平和な幸せな人生を送る世界を築きたいと願っております。

どうも、私の話はこれをもって終わらせていただきます。どうもほんとうにご清聴ありがとうございました。(拍手)

【金平座長】 与那覇さん、ありがとうございました。

昭和13年にこの園にお入りになったということでございました。そして戦前、戦中、戦後と大変な生活を、大変短い時間におまとめいただきましてありがとうございました。ここで、もうちょっと時間をください。委員のほうから少しご質問をさせていただきますが、お答えいただけますか。

【与那覇】 どうぞ。

【金平座長】 よろしくお願いします。それでは委員の方、どうぞ。

鮎京委員からお願いいたします。

【鮎京委員】 与那覇さん、どうもありがとうございました。

戦前から今日に至るまでの長いハンセン病療養所の中の生き証人として、生き字引としてここで証言して下さったことが、私たちにとって最後の療養所の訪問の地で得た証言として、とても価値のあるものだったと思っています。

ちょっと教えていただきたいんですが、お子さんを最初は産むことができずに外で産んで、そして、すぐ亡くしてしまわれた。二度目のお子さんは強制的に療養所に戻された後で墮胎をさせられてしまったということで、大事なお子さんを2回も亡くされているわけですが、療養所の中ではさっきのお話では婦長さんが墮胎手術をしたと言っておられましたけれども、そのときお医者さんはおりましたんでしょう？

【与那覇】 墮胎は婦長さんが注射をして、その中の子供を死なせて流させているわけですけどね。

【鮎京委員】 注射して流した。

【与那覇】 そうです。墮胎手術はそのように何か注射をやって、死んだ子供が生まれるということでもありますね。終戦直後は元の先生方はもういないものだから、医介補の先生方がやったものだから失敗ばかりしている状態であったわけです。

【鮎京委員】 その点について、牧野先生から聞かれると思うので。

【牧野委員】 与那覇さん、いいですか。今、墮胎の話がありましたけど、2回目のお子さんは妊娠何カ月でしたか。

【与那覇】 最初の子供は順調に産まれたが、私の家内が畑に芋をとりに行って、畑で産まれてシュミーズで運んできましたよ。どういうふう処理したかわからない、だから。それをいろいろ整理していましたから、1日しか生きていなくて亡くなったものだから、それを1人で埋葬することも非常に残念でなりませんでした。

2番目の子は、ずっと月足らずで6カ月か7カ月ぐらいだったんじゃないかなと思いますが。

【牧野委員】 6カ月か7カ月。ありがとうございました。

それともう一つ、そのころの医療のことを少し教えてください。

大楓子油を打たれたと言いますが、見ていて大楓子油を打ってよくなったなという友達、僚友はありましたか。

【与那覇】 大楓子油はこんな瓶に白いあれが固まっているわけですよ。だから、ブリキを横切りにして湯を沸かしてそれに入れて、熱くして熱いうちに注射器に入れてやるもんだからもう痛くて、これが大変であったんですけど、これをやって治ったと思われる方もやはりいるような気がするんですね。そのとき退園された、退園というかな、退所というかな、いった方々が、それは病気であったか病気でなかったかわからないんだけど、順調に兵隊まで行って、一人前の社会人になって働いている方々が二、三名はおります。大楓子油の処置が。

【牧野委員】 ありがとうございました。

【金平座長】 神委員、お願いします。

【神委員】 与那覇さん、お疲れさまでした。戦前、戦中、戦後の大変なご苦勞を重ねたその内容のおそらく一端であったと思うんですが、切々とその内容をお話しいただきましてありがとうございました。私も同じ入所者の立場として、私は昭和26年に17歳で療養所に入ったんですが、お子様のときに療養所に入られて、終戦直前の一番過酷な時代にまさしく人間とはみなされないひどい扱いをされて苦勞を重ねた結果、今日まで頑張って生きてこられたわけですが、あなたのお話をうかがったり、あるいは宮古南静園の50周年記念誌、あるいは60周年記念誌の年表等をひもといひて拝見したときに、あまりにもむごたらしい管理者サイドの患者に対する扱いを知りまして、全身が身震いするほどの怒りを禁じ得ませんでした。

一番強いショックを受けましたのは、終戦直前の出来事です。19年から20年にかけて、だんだん米軍の空襲が激しくなるにしたがって、終戦直前には南静園のすべてが壊滅状態になるほど艦載機等によってやられたとおっしゃいましたし、また、この園の記念誌にも克明にそのことが記録をされております。一番私が憤りを感じ、本土の療養所でもかなり過酷な体験を入所者は強いられてきたんですけれども、空襲の激しいさなかに療養所の職員も患者さんたちも一目散に逃げていったことは容易に想像ができるんですが、一番私が強い印象を受けましたのは、園長をはじめ職員の人たちが、その療養所の中で辛うじて生きている患者さんをほったらかしにして、自分たちの身の安全を優先させてまず療養所から逃げていった。残された患者さんはだれも当てにすることができなくて、三々五々山の中、あるいはほこらの中に隠れていたということを記録されておりますし、また与那覇さんもおっしゃいました。

そして、終戦になって、昭和20年には1年間に110人も死んだと。療養所の中で生き延びた者が116人であったという数字が記録の中に示されておりますが、8月15日に終戦になったことも全然だれからも知らされずに、9月になって初めて日本軍が負けたということを知って、恐る恐る療養所に帰ってこられた。しかし、自分たちが帰って唯一の療養の場であった療養所の中に帰ってみると、お医者さんも看護婦も、職員だれ一人としてそこはいなかった。自分たちだけが細々と食うものもなく住む家もなく、自分たちの努力によってその日を食いつないできたということを伺うにつけ、非常に私はショックを覚えました。

園長先生をはじめ職員が逃げてしまっただれもいなかったということですが、戦争が8月15日に敗戦によって終わって、患者さんたちがぼつぼつ療養所の中に戻ってきた。100人余りとおっしゃいましたが、この真っ先に逃れていった園長は、いつ療養所の中に戻ってきたのか。そして、職員の皆さんはいつごろからどういう形で患者さんを救わんがために療養所に立ち戻ってこられたのか。もしご記憶でしたら、少し補足的に説明してください。

【与那覇】 南静園の施設は全部アメリカの飛行機に焼き払われて、園長官舎もすべて、職員の官舎なんかもみんな焼き払われましたので、そのときからもう職員は野原越の日本軍のほうに行っておるとのことだけは聞いておるわけですけど、なかなか終戦になっても戻ってきて、ほんとうに生きていてご苦労さんだと、何とかあんた方も生きておってよかったというような一言でもなくて、そのまま園長先生、職員すべてが本土に帰られたと。

そのころの職員は韓国の方々でもあったわけですよ。李さんとか、あるいは朴フクジュンとかというような職員なんかがおって、また沖縄本島の方々が巡視として3名巡視がいて、その3名が園をずっとあれして、無断外出の取り締まりをしておったわけですけど、そういう方々も全然いないし、そのままほったらかして職員なんかは本土に帰られたということ。そして昭和20年、私たちがみんなバラック小屋をつくって生活が始まったころに、アメリカの駐屯軍が慰問に来たわけですよ。そのとき、庶務課長さんが一緒に来て、そのときからはほんとうに、南静園の職員はあれしていたんじゃないかなと。だから医局の職員も、社会の開業医の人を専従者として採用して入れたんだけど、その先生も土曜日か金曜日かわからないんだけど、週に1回午後からだけして、不元気して寝ておる方々だけを診て回ってそのまま帰ると。全然、別の方々のなにをするということではできなかったわけです。

そういうことで、多分昭和二十二、三年になってからかなとも思えるような状態ですね。そういうふうにはしかしていませんでした。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、大体これでよろしゅうございましょうか。

与那覇さん、ほんとうにありがとうございました。貴重なご経験、つらいご経験を聞かせていただきました。やはり、特に沖縄、宮古の療養所が置かれた状況というふうなもの、まさにどなたかがおっしゃいましたけれど、生き証人として生の声で語っていただきましたことを感謝いたします。私どもの検証にこれを役立てていきたいと思えます。

ほんとうにありがとうございました。きょうはご苦労さまでございました。(拍手)

それでは、続きまして、2人目の方をお願いしたいと思います。

お願いいたしますのは石垣義夫さん。

石垣さんでいらっしゃいますね。

【石垣】 はい。

【金平座長】 ありがとうございます。

石垣さんは、お話しただけだと思いますけれども、「ハンセン病と人権を考える会・宮古」という会の共同代表というお立場でございます。

それでは、最初にお話をよろしく願いいたします。

【石垣】 私がこういった問題にかかわり出したというのは、予防法が廃止される平成8年、そのときにハンセン病療養所所在市町村連絡会議というのがありまして、当時私は

平良市の議長をしていたものですから、草津のほうでの所在市町村連絡会議に出席をしました。そして、その翌年の平成9年に東村山での所在市町村連絡会議に、そのときに市当局から1人、それから議会代表として議長が出るようになっておりまして、平成8年と9年の2回、平良市の議長として所在市町村連絡協議会に出席しております。そのときに、2回にわたって出席をしたレポートを各3回ずつに分けて、宮古のローカル紙にレポートを書いております。そうしているうちに、いわゆる国賠訴訟というのが始まりまして、どういうわけかこれを支援しなきゃいけないということが宮古でも機運が出てまいりまして、そのときにだれかその組織の役員を引き受けなきゃならないということで、4名の代表委員がいるわけですが、その中の1人として代表委員として私が加わったということで、裁判を支援したり、あるいは検証会議でもやっているように、こういう問題をどういうふうにして考えたらいいかということで、いわゆる考える会の活動をしているという形でハンセン病問題にかかわるようになって今日に至っております。

実はこの裁判の3周年記念行事ということで、去る7月19日に宮古でハンセン病裁判3周年記念シンポジウムが開かれております。そのときに私も意見を一通り発表する機会があって、これから話をしようとするのもそのことなんですけど、今から話をしようとするのをシンポジウムで話をしたわけなんです。そしたら、宮古でも検証会議があるのでもう一度その話をしてくれんかということで、しようがないんじゃないかということで引き受けたわけですが、実は私はこの話をするのに非常にためらいを感じています。どうしてかというと、今から話をしようとする昭和41年から昭和45年あたり、いわゆる沖縄の祖国復帰の昭和47年、1972年までに宮古でらい予防協会、口ではもうハンセン病予防協会と読みかえなきゃいけないと思いますけれども、そういった運動をした方たち、ものすごく一生懸命頑張ったという面で実績もあります。大きな成果もあります。そういった面で高く評価しなければいけないんですけれども、実際人権という問題、社会的な状況という問題の中に、昭和35年、1960年以降に、私、専門家じゃないからわかりませんが、もうそのころから以降については、必ずしも強制収容の必要はなかったんじゃないかと言われているのが一般的な考えのようであります。

ところが、宮古ではこの時代を逆行するような形で、いわゆる無らい県運動というんでしょうか。昭和41年から昭和47年までの間に、宮古における予防運動というものは、その地域的な広がりの中で、梓の中で、一体人権という問題をどこまで押さえてかかってそういった運動をしたかということが、非常に疑問に今でも思っております。

そういった形であまり気が進まないわけなんですけれども、やはり最後の検証会議というのであれば、黙っているというのは問題じゃないかということで、あえてそういった活動を私が語るということが、これだけ一生懸命宮古の協会の中で頑張ってきた皆さん方の実績とか業績とか、一生懸命頑張ったものをあるいは否定したり、非難をするという形にもなってしまうという一つのためらいですけども、この問題を考えていくためには、一言私なりに話しておかなきゃいけないんじゃないかということで、この場に立たせていただいているということでもあります。

私が今から話をしようとするのは、昭和41年、1966年に大阪救らい会理事長という肩書を持った人が宮古にやってまいります。名前はあえて申しません。その当時、大阪救らい会理事長という方を宮古に招いたのが、ここの園長でありました新城恵清園長だったということが新聞にもはっきりと出ております。その大阪救らい会の理事長と言われる方は、宮古はハンセン病が多い、いわゆる濃厚地帯である、危険である。これをなくしていくためには、宮古でハンセン病の予防協会をつくらなきゃならないんだということで、あちこち学校をめぐるたり、地域の一つの団体で講演もしたりということの活動をして、宮古で突然というわけでもないでしょうけれども、昭和41年からハンセン病についての考え方、社会的な動きというのが出てまいります。

そういった、宮古で予防協会をつくらなきゃいけない、つくろうじゃないかという動きの中で、これを後押しする形に出てまいりましたのが、いわゆる本土政府からの派遣、琉球政府厚生局の要請で本土から派遣した先生方、これが宮古、八重山の学童3万人を対象にする一斉検診を行います。そのときに、宮古、八重山の学童3万人の中から47名の新しい罹患者が発見されるという事態が起きてまいります。そのときに宮古は36名で、排菌性が3名だったということが後に新聞から公表されます。これが宮古における一つのパニック状態にも陥るような形での、センセーショナルな社会的な混乱というのか、激動というのか、こういった問題を惹起していくわけなんですけれども、そういった時代的背景、社会的背景を反映する形で、昭和42年の6月、予防協会の運動の中での社会的な意識の高まり、広がりの中で、平良市議会でもこの問題が取り上げられます。そして、取り上げられたときに平良市議会の中でハンセン病患者が映画館や銭湯、食堂、理容館、バーなどに入ったりしているの、議会でそれを禁止していく、要するに外出禁止を決議をしたらどうかという話などが平良市議会に出てくるようであります。その中で、やはり南静園が、そういった地域の中にあるのがいけないから移転させるという考えがないかという

市長への質問などが出てきたというのが新聞に伝えられております。その動きを察知した宮古南静園の自治会が、その発言をした何名かのメンバーを自治会に呼びつけて、その発言というのは事実を歪曲したり誤解をしたり、社会的に問題な発言じゃないのかということで問い詰めて、その発言が間違っていたということで、発言の取り消しと謝罪をして、この問題は終止符を打たれるわけなんです。

実は、後からいろいろと検証してみると、いわゆる先島、宮古と八重山の学童3万人の検診結果というものはその学校長だけに伝えられていまして、このことは公にしないという一つの約束事があったようです。これを宮古支部が社会啓発運動の中でその内容を使ってしまったんじゃないかというのが、どうやら経過のようだったというのが私なりの考え方です。といいますのも、後にはっきりいたしますけれども、昭和44年に当事者となる、後で具体的に説明しますけれども、当事者となる大阪救らい会の理事長といわれる方が、昭和44年に新聞でそういうふうな談話を発表しているんです。「昨年9月16日の本土派遣医師による宮古、八重山の学童一斉検診の中で新患者47名と発表したことに私の攻撃が始まったようです」ということを、本人が後で事実をみずから言っているところを見ると、私の一つの推測なんですけれども、その一斉検診というのは公にして問題を解決しようというような形のものでなくて、一応伏せておくという約束があったようですが、宮古支部がこれをあえて、一つの啓発運動の中で使ってしまい、これが公になって新聞にも出ざるを得ない状況が生まれてきたんじゃないかなというのが、後のほうは一つのつじつま合わせですので、そのつもりでお聞きになってください。

そういう形で、宮古らい予防協会は昭和42年、宮古で予防協会をつくろうじゃないかというのが前年の41年ですから、7月13日にらい予防協会宮古支部というのが結成されます。ところが、この宮古支部というのは、本部から言わせると、名前こそ支部なんだけれども、実際宮古独自の組織じゃないか。それこそ同じ組織が宮古にも沖縄にも存在するはずがないという考え方を沖縄本部のほうは持っていたようであります。そして、すったもんだがあったようで、本部が宮古支部を支部と認めていなかったようです。で、翌昭和43年1月になって宮古支部は沖縄のらい予防協会宮古支部としてやっと承認、認知をされるという経過をたどります。これ、支部と本部とのあつれきの関係だったと思われま

す。そうしているうちに、宮古支部が大阪救らい会の理事長と言われている肩書を持つ人と、南静園の副園長も入っているわけですから、この宮古、八重山の学童3万人を検診し

たときに、宮古のある離島が天候の都合で検診漏れになっていたようなんです。そこに宮古支部のメンバーが乗り込んで行って、昭和43年5月8日と9日に、その某離島で検診をいたします。その中にやはりその検診の結果、17名の新患が発見されたということ。宮古支部側はストレートに新聞に発表します。その中で言っていることは、本土であれば1万人の人口比に対して1人、沖縄であれば人口1万に対し12、宮古はそれに対して50人。その一斉検診をしたという某離島にあっては244名に対して1人。その結果として総括したことによりますと、世界でも類例を見ない高い罹患率と指摘をしております。もはやこれは流行の兆しさもある憂慮すべき事態だと、宮古支部側は警鐘を鳴らすんです。

そういったときに、いろいろ新聞を拾っていきますと、その地域の某離島の人たちの縁談は一体どうなるのか。縁談にも響くんじゃないか。そういった罹患率が高いところで人間的なつき合いもできないんじゃないか。観光や、野菜が売れるのかと、資料の中にもありますが、宮古はハンセン病の巣窟だと新聞でも堂々と出てくるんです。ショックの大きさがはっきり理解できる状況じゃないかなと思っております。

これはものすごい騒ぎになるわけなんですけれども、事態を重く見た琉球政府厚生局は追跡調査ということで、沖縄愛楽園長の湊治郎先生を中心とする調査団をその某離島に派遣します。そして、その結果、その宮古支部側が発表した17名の新患というのは誤診である、新患者の発生はなかったと。そして、そのことで一斉に検診をしようと予定までしていたらしい。その一斉検診もそういった誤診であるからやる必要ないということで、この一斉検診も取りやめるということを、そのとき湊治郎先生の一つの検診の結果、そういったものが出てまいります。

そういったことで、本部側というんでしょうか、厚生局側というんでしょうか、いろんな人たちがかかわってくると思うんだけど、その宮古支部のとりわけ大阪救らい会の理事長と言われている肩書を持つ方に対して、よっぽど取り扱いに困っていると見えて、新聞にあります。どうぞ見てみてください。昭和43年の12月19日の琉球新報夕刊に5段抜きです。「福祉団体にえせ医者、宮古らい予防協会、補助金ねらい顧問に。厚生局本土退去要請」、これは大きい見出しなんです。新聞をごらんになったらわかると思います。これは、背景としては、要するにこういった一連の動きの中で業を煮やした厚生局関係者が、その運動に対してストップをかけるための一つの動きじゃなかったかと見ることができます。新聞をごらんになったらわかると思いますけれども、そういった面でハンセン病をめぐる考え方、対応の仕方というのがことごとく沖縄の本部側と宮古支部側とはかなり

やり方が違っていただようであります。つまり、沖縄の本部のほうは状況の中で、そんなに公にしなくても治療というのは対応できるんじゃないかという考え方を持っていたんじゃないかなと思います。だけれども、宮古はやっぱりセンセーショナルに正面突破ということで、すごいストレートに啓発・啓蒙運動という形で、これを社会運動の中で表向きでやっていると対応の違いがあったんじゃないかと思います。話が長くなりますので、そういった例えばそうした有り様というのは、復帰前に宮古支部を解散しろ、あるいは役員を入れかえをしろ、3年ぐらいすったもんだ、宮古支部の存続をめぐって、宮古支部側と沖縄本部側ともう血みどろのほんとうに泥沼化した対立、抗争が続きます。

その後に宮古南静園の40周年記念式典ということで、上原信雄理事長とか、それから犀川一夫、そのとき愛楽園園長になっています。宮古に来るんですけれども、そのときの新聞で犀川氏がどういう言い方をしているかというのを、事実即したほうがいいと思いますのでそのまま読みます。これは、犀川先生が1971年3月19日の新聞で談話として発表したものですので、そのまま読みます。犀川先生、「医学的に全く根拠のないデマです」というのは、いわゆる宮古支部側が、宮古はらいの多発地帯、濃厚地帯というものを指してのことだと思います。「医学的に全く根拠のないデマだ。政府関係機関がこれまで把握したデータが何よりの証拠です。全琉の各地にランクしてあるが、宮古島は非常に低い率だ。宮古地区内でも最も高率の某離島」というのは学童検診の17名というところを指しているわけです。「某離島でさえ全体から見れば5位程度です。全部で」宮古がという意味ですね。「全部で394人が南静園にいるわけですがけれども、沖縄本島の愛楽園の入園者を含めても、そんなに宮古が高い率でない」ということを犀川先生は指摘なさっています。「支部はいかにもこれを濃密地帯と決めつけて、間違った逆宣伝に終始しており、その責任は極めて重大。特にずぶの素人である予防協会の役員らが、世界にも類例のない濃厚地帯であるインドを引き合いに出して、患者の診療もできると公言するに至っては、異常としか言いようがない」。こういった談話を宮古で新聞で犀川一夫先生が発表いたしております。

時間がないのでそろそろ終わりますが、私は専門家じゃないからよくわかりませんが、前にも言ったように、いわゆる1960年、昭和35年以降、これも専門の先生方ですからそれも失礼な話ですがけれども、必ずしも強制収容が必要がなくなったんじゃないかなと言われるころだと言われているようであります。これは間違いでしたら先生の中でお考えください。そういった時期を飛び越して、昭和41年から沖縄が復帰をする昭和4

7年あたりにかけて、宮古でそういったものが予防運動という形で展開されたときに、しかも沖縄のらい予防協会と宮古の支部が泥沼の戦いをやったときに、一体関係者たちはどういうふうにかういったものを眺めていたでしょう。差別と偏見というものがこれによってどういうふうに増長され増幅されたか。その運動というものも大事であるんだけど、運動が大事であったとしても、一体その運動の中で実際の入園者あるいは患者 今患者ではないわけですが、当然ね。の中に一体人権というもの、隔離強制というものがずっと延長される中で、そういったものをいかに位置づけ考えていたかということについては、今考えても大変疑問に思わざるを得ない運動じゃなかったかなというのが私の一つの考えです。

それと、あのとき運動に加わった方々というのは、その当時にあってはものすごい善意で情熱で、ハンセン病自体に理解があって、その社会の典型とも言われる理解者だったと私は考えております。こういった人たちが集まった運動でさえそういった誤りを起こしてしまう、傷つけ合ってしまうという状況というものは、やはり隔離政策があまりにも長く続き過ぎたその中で、善意の人たちの悲しい過ちじゃなかったかなということが実際は指摘したいわけでありませう。

よく差別の問題がどこでも言われておりまして、宮古はハンセン病に対する差別と偏見が一番ないところじゃないか、おおらかじゃないかという指摘があるようにも聞いております。しかし、宮古の一つの地域社会、血族、地縁社会というのは、猫の子が生まれても犬の子が生まれても、楽しいこと、悲しいこと、うれしいこと、その日のうちに島じゅうを駆けめぐって行くんです。そうすると、宮古にはハンセン病という烙印を押されると、もう逃げるところがないんですよ。だから優しい人、身内の人、これが総攻撃にかかるということが差別と偏見の実態だと思うんです。

本土の場合、たくさんの人口の中、いろいろな人込みの中に紛れて生きることもできます。園に行っても、ああだこうだと言ってせんさくしたりつながりがあったりということではなくて、逃げ込むこともできます。宮古の狭い地域社会というのは、これができないんです。ですから、むしろ身内のほうが攻撃的になるという一つの例をちゃんと知っておかなければ、差別と偏見の問題は理解できないんじゃないかと私は考えております。

そういった面で、宮古がおおらかだと言えることがもしあったとするなら、これはもうどうにも逃げ場のない、開き直りの中から、いわゆる宮古でそのアララガマ精神というのが、これが逃げ場のないところから立ち上がるというものがあったということと、徐々に

地域社会のほうが理解の方向に、ある一定の時期からだと思います。理解の方向に向かってうまくいったということであって、宮古のハンセン病をめぐる問題が、決して他の地域より生易しいものでなかったということだけは伝えておきたいと思います。

終わります。(拍手)

【金平座長】 ありがとうございました。

地域社会、そしてハンセン病、そして療養所、そこら辺のところを大変貴重なご体験の中から語っていただきました。ありがとうございました。

早速、残りの時間を質問という形にしたいと思います。どうぞ、お願いいたします。

宇佐美委員、お願いします。

【宇佐美委員】 ご苦労さんでございます。長島愛生園から来た宇佐美でございます。

今、宮古をめぐるハンセン病に対するらい予防協会の血みどろというんですか、確執があったようなことについて詳しく証言していただいて、ありがとうございます。

当時、ハンセン病に対する、プロミンが耐性が出たとか何か言われましたけれども、昭和42年、68年ごろはリファンピシンも出とったし、B663も出かけたときでございますので、本土においてもハンセン病の制圧は近いんじゃないと言われておった時代でございますけれども、宮古においてそのような形でハンセン病の宣伝がされたという原因について、狭い地域社会で排除の考えがあったからそういうふうになったのか、あるいはハンセン病に対する連帯感からそうなったのか、その点についてお考えをお聞かせ願えればありがたいと思うんですが。

【石垣】 わかりました。

連帯感ということよりも、バックボーンとしてはやっぱり恐怖心だったと思います。典型的な無らい県運動の一つと考えていいんじゃないかなと私は思っています。バックとしては、根底的なところではやはり恐怖心、これをなくさなきゃいけないということ、それがどこでも見られる無らい県運動の一つだったと見ることができるんじゃないかなと思います。

【宇佐美委員】 もう一点お尋ねします。

当時、日本の本土から厚生省から派遣された人が先般のおたくの発表のことについて、私も長島愛生園におられた当時の総務課、ハンセン病の専門医の方が八重山諸島に検診に来られたときに、たくさん多発したと言われておったのが、先生、どうなっとるんですかと言ったら、あれは素人が疥癬だとかいろいろな問題も含めて、多くのトモシマが出たり、

また神経痛で手足を悪くした人も全部ハンセン病にしてしまったんだから、そんなにおらなかったんだよということをお聞きしたことがございます。それから、昨年日本ハンセン病学会で、日本において新発患者が1人だったと聞いて、先般も犀川一夫先生にお聞きしましたら、あの方は沖縄県の方だけれども、70を過ぎて小さいときに病気になっておられたんだろうと思うけれども、60年間、ハンセン病の治療をされていなかった人がたまたま病院に行ってハンセン病の後遺症を見つけられて、それでハンセン病だと言われたというので、あの人は昨年にハンセン病になった人じゃないということをお聞きしたこともありますけれども、今なお、この宮古、八重山のほうは非常にハンセン病に対して理解が深くなったかと思うんですけれども、現在もハンセン病に対する差別、偏見、またその家族に対する偏見というのは本土のほうでもあるわけなんです。沖縄県、特に宮古、八重山地区においてもどういふふうな変化がございましたか。感想でもお聞かせ願えればありがたいと思います。

【石垣】 言いにくいんですけども、正直なことを言います。私がハンセン病と人権を考える会に参加し出したときには、家内がいないから言うんですけども、うちの家内は平均的な人だと思うんです。南静園に行くことをものすごく嫌がっていました。一般的な人より、僕といるわけですから少し進歩的だと思うんですけども、実際はきょうやっとな、昨今になって南静園に行くと言ってもそんなにしかりもしないんだけど、嫌な顔もしないけれども、うちの家内でさえ南静園に行くということに対してものすごく抵抗がありました。説明になると思います。

【宇佐美委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 ほかに。

藤森委員、どうぞ。

【藤森委員】 ありがとうございます。

新聞記者でこの委員の1人である藤森と申しますが、石垣さんも長く新聞記者をされてこられて、今お話しいただいた支部と本部との姿勢の違いですね。新聞はある面で言うと、トータルで言えば、その都度両方を報じてきたというふうな、これも報じる、それから違っているよと言えばこれも報じる。それは悪く言えばマッチポンプでしょうし、よく言えば直していったわけですね。非常に新聞がこの間 この間というのは戦後ずっと今に至るまで、いろんな影響をたくさん、よくも悪くも与えてきたことは事実だと思うんですが、大変漠然として恐縮なんですけども、石垣さんご自身は、マスコミのこの問題に対しての

責任とか、あるいは果たした意味、役割などをどういうふうに見ておられますか。

【石垣】 おそらくマスコミのせいではないと思うんですけども、やはり地域社会の中でハンセン病というものが理解されていなかったと思うんですよ。だれが悪いということでもないんだと思います。ですから、マスコミが悪いとか何とかということではなく、やはり隔離という状況の中で、差別が、偏見が、そういったほんとうに抜き差しならない状況になっているときに、やはりその中心で一番理解をしなければいけなかった協会内部で、そういうマスコミを利用して社会的啓発に利用したり、そういった宣伝に 宣伝というところとちょっとあれだけども、あれして正面突破でこの問題をやろうとした、その当時の人権と人間的な理解というものがやはりどこか欠けていたんじゃないか。これはだれが悪いということじゃないと思うんです。全体的な意識のレベルの低さだったと思います。ですから、中にマスコミがどうの、責任がどうのこうのということでもありますけれども、マスコミはそれはわからないんですよ。ですから、そういった濃厚地帯であったり、多発地帯であったり、やはりこれをなくさなければいけないということでマスコミが動くのは当たり前であって、やはりこれを正しくこうですよと理論的に言ったとしても、実際に運動の中でどこかでやっぱり恐怖心をあおるような結果と運動の仕方しかできていなかったんじゃないかということでは、やはりマスコミの責任もあったと思いますけれども、そういった面でのリークの仕方、啓発の仕方、啓蒙の仕方、そういったものがもう一つ何か工夫あってもよかったんじゃないかなという考え方をいたします。

【金平座長】 牧野委員。

【牧野委員】 どうもありがとうございました。

やはり同じような問題が、今の藤森委員の問いに重なる部分もあるんじゃないかと思うんですが、今おっしゃったように、宮古のらい予防協会の方々というのは、最も熱心で最も情熱的で、しかも理解がある人たちだったが、結果的には間違っただけというふうになるんですけど、それはハンセン病ばかりでなく、いろいろな問題で同じようなことが繰り返されるんですが、例えば小川正子の例も一緒ですよ。こういうことを二度と繰り返さないためにはどういうことが必要なんだろう。そういうことを、もし何かお考えがあったらお教え願いたい。

【石垣】 やっぱり人間、正しい理解と勉強と研鑽が必要だということが一つですね。で、一生懸命物事を考えて結論を出しても、頭は知っていても体がついていかないということがたくさんあるんです。障害をめぐる問題、皆そうなんです。やはり、いろんな形で

人間的に触れてみる。まず排除するんじゃなくて、周りにいて当たり前だという状態、当たり前前の地域社会、当たり前前の考え、環境、これをつくっていくことが大事だと思います。

どうしても頭の中で理論的に考えていっても、なかなか差別と偏見の問題は考えただけではついていけない部分があるんですよ。やはり、絶えず何回も繰り返し、繰り返し、宮古で言ったらオトウで飲んでみたり、踊ってみたり、そういったふだんの当たり前の触れ合いの中からしか自分の中にある差別と偏見を追い出せないと思うんです。

【内田委員】 済みません。1つ質問させていただきたいんですけども、検証会議のほうで戦後の問題として、例えばインドとか韓国とかに対する救らい事業という問題と国内の問題との比較のような問題も少しやっているんです。そのときに、インドとか韓国の場合は救らいという言葉がそのまま残っていく、国内については救らいという言葉あまり使わなくなっていくというような、外と中と違う現象が起こっているというようなことを今検討してまして、そのこととの関係もあって、きょう、非常にお話を興味深く、非常に貴重なご指摘だと聞かせていただいたんですけども、そういうずれというようなものの原因として、先ほどおっしゃいましたように、昭和41年とか47年というふうに、非常に遅い時期にそういうことが行われている。そういう原因としてどういうことが大きかったとお考えか、お教えいただけたらありがたいと思います。

【石垣】 沖縄の、今、与那覇さんもおっしゃった昭和23、4年というのは、琉球政府ができるまでは沖縄本島に群島政府が1つ、八重山が1つ、宮古が1つと3分割にされていきました。まだ宮古群島政府時代には、そのときにアメリカさんが入ってきて、昭和24年の段階では、宮古救らい協会という名前で運動を起こされています。あのときはやっぱり名称は救らい協会ですね。ハンセン病をなくす、これを救っていくという考え方で社会啓発運動ということで、救らい協会という名前が昭和23年、24年、あるいは25年、その3年あたりに使われ出しております。

41年からの活動の中で、何か、どういうふうに考えるかということですか。やはり、僕は間違っていなかったと思うんですけども、やはり人権という問題というものをお互いの中で見落としていたんじゃないかな。それと同時に、隔離と強制というものがこれだけ、理論だけでは考えられない、理屈だけで考えられないもの、長い歴史の中で積み上げてきてしまった、その中にみんな落ち込んでしまうという危険性があったという面で、善意の人たちがより善意であるだけに、気がついてみるとものすごく攻撃的な点に変わるという人間の本质みたいな、弱さみたいなものが見えてくるような気がするんです。

【金平座長】 光石委員、どうぞ。

【光石委員】 ありがとうございます。

救らいという言葉は、私が今まで勉強してきた限りでは、らいを発病していない人たちを救うという意味ではないかと思えるんです。それで、先ほどから人権、人権とおっしゃるけれども、もちろんお考えはらいに感染したり発病したりした人の人権のことをおっしゃっていると思うんだけど、当時の日本の社会の一つの考え方は、ほかの人たち、それを人権と呼ぶかどうかは別として、その人たちを救うという意味で救らいと言っていたのではないかとすら思えてくるんですが、違いますか。

【石垣】 これは両方あり得たと思うんです。ですけど、無らい県運動の場合の救らいという場合は、だれを救うかということ、地域社会を救うという形のほうがずっと当然でありますからね。救らいという場合は、対象者を救うということじゃなくて、社会をそれから守るという、救うという面でのものが当然あるし、これが一つの大きいバックボーンになっていたということが言えると思います。

【光石委員】 光田さんが救らいの父と言われるけれども、元患者さんなんかは非常に今でも尊敬しておられる方もおるといんですが、その方々は結局勘違いされていたんじゃないかと思うんですが。

【石垣】 勘違いというか、一面では、なくしていこうということは、救らいというのは大事なことですけれども、例えば今日に至るまでの考え方がどこかで改める機会があってもよかったんじゃないかなという気はいたします。救らいという面では間違っていなかったと思うんです。間違っていなかったと思うんだけど、それほどまで引きずる必要があったのかな、どこかでもう一度立ちどまることがあってもよかったんじゃないかなという気はします。

【金平座長】 ほかにございますでしょうか。

それでは、石垣さん、どうもありがとうございました。いろいろと教えていただいたように思います。冒頭からおっしゃったように、無らい県運動というものがいかにこの患者さんというか、ハンセン病の問題にどういう影を落としたか、そこら辺のところも非常に地域の中でいろいろと見ていらしかった、その結果としてのお考えをお聞かせいただきました。また、祭りの中にも、地域の中において当たり前というところを、そういう環境をつくりたいとおっしゃったお言葉も大変心に残りました。

私どもこの会議は、歴史の検証と同時に再発を防止する、こういう大きな使命を持って

おりますので、きょうのお話を私どもの中でよくかみしめて、今後の最終的な検証作業に生かしていきたいと思います。

ほんとうにありがとうございました。お話しにくいところもありましたしょうけれども、ありがとうございました。(拍手)

この検証会議を始めましてちょうど1時間50分たっておりまして、きょうは5時までこの聞き取りをやらせていただきますが、ちょっとここで1回休憩をとらせていただきたいと思います。あの時計で十二、三分前でございますが、4時まで休憩いたしまして、4時から再開したいと思います。

よろしく申し上げます。

【事務局(加納)】 事務局のほうからご案内をさせていただきます。

本日、会議終了後、午後6時からこちらのほうにあります芝生の広場のところで、懇親会を自治会の主催で開いていただけるということになっておりますが、一般の方もご参加可能ということですので、会費が2,000円になるということですが、今、出口のところで受け付けをさせていただいておりますので、ご希望の方は受け付けをよろしく願いいたします。

(休 憩)

【金平座長】 それでは、本日予定していただいております3人目の方をお願いしたいと思います。知念正勝様です。

知念さんでいらっしゃいますか。

【知念】 はい。

【金平座長】 大変お待たせいたしました。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

早速お願いしてよろしゅうございませうか。まず、お話をいただきまして、それからまた、みんなからの質問をお受けいただきたいと思います。お願いいたします。

【知念】 それでは、先生方のお手元にある、1枚目は見ていただいて、2ページ目から。

【金平座長】 いただきました資料の2ページ目からでいいですか。

【知念】 私は、宮古南静園から退所しまして、現在平良市に住んでおります知念正勝という者です。昭和9年9月5日の生まれ。ここで言う必要はないんですけども、実際は8年の生まれですけど、戸籍上こうなっておりますので、中には8年のつもりで話すところもありますので、そのつもりでお聞きください。

私の発病は昭和17年ごろで、私が国民学校3年生、9歳のころだったと思います。私は宮古島の8つの島の中の、2番目に小さい水納島で漁業を営む父や家族らと暮らしていました。

私が自分の体の異変に気づいたのは、友達と腕相撲をしたときなど、ひじの皮がはげて血が出ているのにわからず、友達に「血が出ているよ」と言われて初めて気づくことがたびたびありました。それがハンセン病のせいだったのです。

そんな中、何か友達から自分だけ除け者にされているような感じがするようになりました。例えば、冬、隠れんぼなどをして遊んだ後は、昔話を回りばんこでしたものですが、寒いからみんなくっつき合って話を聞くのに、自分の周りだけくっつかないのです。それでおかしいなと思ったりしていました。

昭和18年秋ごろのこと、野良帰りに父と近くの海で水浴びしたとき、私のしりの白い斑紋を見た父が、「嫌なものができている」と心配そうにしていたことがありました。父は間もなく外地へ出稼ぎに行きました。それでも、それが何の病気か知りませんでした。ただ、祖母が草刈りのときなどに、ここにはミツヌムヌ(道の者)、島ではハンセン病のことをミツヌムヌとかクンカーと言っていたようでした。ミツヌムヌになると畑の片隅や林の中に小屋をつくり、家の者が飯を運び養ったということでした。

学校では、太平洋戦争の足音が近づいた昭和18年ごろになると、戦争に備えるということで毎日防空ごう掘りや、銃後の守りといって兵隊さんの家の奉仕作業をさせられました。私の場合、病気が進行期であったせいか体がきつく、みんなについていくのが大変でしたから、怠けているとよく言われました。また、そのころは南方への輸送船団がよく座礁しました。教室は船員の宿舎にとられて授業ができなくなったのです。船員はほとんど朝鮮人でした。

昭和19年10月10日に、宮古島本島に空襲があって、その翌年の20年1月10日には小さな水納島にも空襲があって、4人の女性が犠牲になりました。その日を境に、劣悪で過酷な防空ごう生活が始まりまして、私の病気によくあるはずはありませんでした。父が留守であったこともあって、防空ごう生活は一層厳しく、母を助けて家族を守るのに必死でした。おまけに足の裏が神経が過敏になり、歩くのがとても苦痛でした。幸い、祖母が器用な人でしたから、アダン葉草履をつくってもらい履いていました。

終戦の翌年、学校が開校されました。食糧難の時代でしたから、同級生の中には生活のために学校に行かず働く人もいましたが、私は勉強が好きでしたから、7年、8年という

学級と新制中学の1学期でやめ、父とともに生活のため漁業に従事しました。それは、手の指の変形が目立つようになり、足の裏にも傷ができていて、体育の時間などはその傷を人に見られるのが嫌で苦痛でしたから、仕方なく学校へ行かなくなったのです。

昭和26年2月ごろ、親戚のおじさんから「らいではないかとうわさが島じゅうに広がっている」と話され、同じ年の3月、両親と3人で診察のため宮古島に行きました。

宮古に着いて、早速水納島出身のところを尋ね、泊めてくれるように頼みましたが、どこも泊めてくれませんでした。最後のところで、「裏座の物置でよかったら」と言って泊めてくれたときは、地獄で仏を見た、そういう思いがしました。翌日、平良市内の病院で診察を受けました。しかし、そこのお医者さんは診断は下さず、当時、南静園の園長であった平良先生に紹介状を書き、父に渡しました。そのときの平良先生と父の会話は忘れることができません。

先生は父に、「らいにはプロミンというよい薬が今はあるから、南静園に入れるように」と話されました。父は先生に、「そのプロミンという薬だけを手に入れる方法はないのですか。お金は幾らかかっても構いません」とお願いしましたが、しかし先生は父に、「残念ながらありません。規則で園でしか治せないことになっているのです」と答えたんです。父は何度も何度も懇願しました。しかし、先生は規則であることを繰り返すだけでした。

病院から帰った夜、親子で今後のことを話し合いました。すぐ入園すべきか、一度島へ帰るべきかと。私は、「治す薬があると医者と言う。ならば、1日も早く入園して治療を受けたい」と思う一方、人一倍おばあ子だった私は、もう一度祖母に会いたいという思いが強く、結局、両親が私の願いを聞いてくれて、一たん島へ戻ることにしました。しかし、しけが続きなかなか多良間への船が出ませんでした。

やっと島へ帰る日が来ました。その日は朝から思わしくない天気でしたが、船出しました。出航して小1時間走ったころ、風が北へ回り、波、風ともに大あらしになりました。私は船室に入れず、船の手すりに必死にしがみついていた。

平良港に戻った夜は、もはや私たちの泊まるどころはなく、ある洞窟に泊まりました。そこはトゥリバーといって静かな入り江で、戦争中、日本軍が敵の上陸に備えて掘ったという洞窟でした。その夜は、両親2人ともなかなか寝つかれないらしく、ため息ばかりで寝返りを繰り返していました。私も、きょう1日の出来事や、宮古島に来てからの出来事が走馬灯のように頭の中を駆けめぐり、眠ることができませんでした。両親とは一言も口をききませんでした。島にはちゃんとした家があるのに、こうして泊まるどころがなく、

人の物置といい、このような洞窟といい、今の自分は祖母に聞いたミツヌムヌと同じではないかと思うと、自分が情けなく惨めに思えて、いつそきょうのあらしの海に飛び込んだ方がよかったのか、あす南静園に入ろうかと思いついていました。それにしても、なぜこの病気はこんなにも人に嫌われるのだろう。不思議でなりませんでした。

島へ帰り、家で暮らした日々は、まさに針のむしろでした。きのうまで父のもとに集まり、その日の漁の計画を練っていた仲間がほとんど来なくなりました。あまりの人々の変わりようが情けなく、ただ、もはや自分はここにはならない者であり、また自分の居場所もないことを認めざるを得ませんでした。

しかし、そうは認めたまの、大好きな祖母が南静園の入所を反対し、「畑のそばで小屋をつくり、自分が一緒に暮らすから」と泣きすがられたときは、宮古滞在中に入所を決めていたのだが、私の心は大きく揺らぎました。しかし、祖母の願いどおりすれば、猫の子のように運ばれてきたえさを食べて死んでいく。それだけの人間にはなりたくなかった。もしかして、平良園長が言ったように病気が治るかもしれない。私は平良園長の言葉に期待をかけることにし、「必ず治って帰るから」と祖母を説得し、泣きすぎる祖母を振り切るようにして入所しました。父は父で、私の入所の日が近づくとつれ、魂が抜けたように「どうして自分の子が」とその後も仕事も手につかず、泣いてばかりだったと親戚のおじさんから聞かされました。

昭和26年5月、両親と親戚のおじさんに付き添われて南静園に来ました。数え19歳でした。当時は、宮古 多良間間の交通機関は、五、六十トンほどの船が1そう、六、七時間かけて運航していました。船の上で、二度とふるさとの地を踏むことが許されなくなった自分の運命をのろいました。これがふるさとの見納めかと思うと、胸が張り裂けるように切なく、父と漁をした海が、濃いお茶が好きで、いつも「君のためだよ」と言って畑の小石一つも残さなかった祖母の顔が、母や幼い兄弟たちの姿が浮かんで来て、飛び込んで泳いで帰りたい気持ちを必死にこらえて、いつまでも消え行く島を見詰めていました。「二度と島へ帰れない」という世間の話がうそであってほしいと思っていました。

入所の手続は事務的に住所、氏名、年齢を聞かれ、あとは名前を変更しますかと聞かれましたが、変えないと答えました。入所したその日は黄砂がひどく流れていて、それを見ていた母は、「君のことで天も泣いているのかな」と泣いていました。

私が入所する前に南静園について描いていたイメージは、カヤぶきのみすばらしい小屋にうづくまるように人々がいると思っていました。ところが、海がすぐ近くにあり、建物

は屋根がわらで、各寮の庭には大輪のヒマワリが咲いていてびっくりしました。何よりも海で育った自分には大きな慰めでした。

入所して早速、平良園長が言っていたプロミンの治療を受けました。手にも足の裏にも傷がありましたから、半年ほど松葉づえを使っていました。入所して初めのころ不思議に思ったことは、普通の健康な人と変わらない、後遺症もない人たちがいることでした。私は、平良園長がプロミンで治ると言った言葉を素直に信じていましたから、この人たちは病気の治った人たちであるはずなのに、なぜここにいるのだろう、理解できませんでした。そのことは後に、治す薬があり、たとえ病気が治っても、らい予防法によって家に帰らないことになっていることを知りました。私もいつしか「病気を治して必ず帰る」と祖母と約束したことも忘れ、飼いならされていました。

思えば私が発病したのは昭和18年、ちょうどアメリカでファゼット博士によってプロミンが開発された年でもありました。もしそのころ戦争がなかったら、早い時期にプロミン治療ができていたかもしれない。また、プロミンが日本に紹介されたのが昭和21年で、その治療効果は劇的であったと言われます。私が入所した年、すなわち昭和26年には、プロミンでハンセン病が治ることが学会で確認された年でもありました。しかし、私はその時期、療養所でないとプロミン治療はできないから入所せよと言われて入所しました。もしそのころ在宅治療ができていたら、レッテルを張られず、偏見・差別も受けず、ごく普通の人間として生きてこれたかもしれない。できることなら、今あの平良先生に、園でなくてもプロミン治療ができることを伝えたいです。

私は昭和30年に、同じ入園者の女性と結婚しました。妻が妊娠したのが33年です。園では、妊娠しても子供をおろすのは当たり前という暗黙の強制があったので、私たちは悩みました。私は絶対に産むべきだと言ったのですが、妻は園の不文律に逆らえなかったようです。妻は悩みに悩んだ末、私に知らせないまま墮胎しようとしてしました。妻は、今回の証言にはこのことは言わないでほしいと言ってましたが、私はあえて証言します。墮胎は、胎児に注射をするという方法です。これは、幸いに失敗しました。園は、再び妻に手術を受けるように言いましたが、私は行かせませんでした。そして、娘が生まれました。

私は妻がないしょでしたことをとがめませんでした。妻にしてみれば、自分のおなかに宿っている子供をいとしいと思わない母親はいないでしょう。この子は母である自分しか頼るものはないのに、自分の意に反して子供を始末せねばならない。その母の苦しみは想像を絶するものがあると思います。私はその苦悩を見たとき、二度と妻に苦しみを与えて

はならないと思い、苦渋の思いでワゼクトミーを受けました。しかし、自分が不能者になったことの悔しさは、どこにぶつけていいかわかりませんでした。

娘が小さいころ、「なぜ私には兄弟がないのか」と聞かれたとき、何も答えられず、ただ自分が子供のできない不能者であることが一層悔やまれてなりませんでした。

娘が誕生日を迎えると、水納島の母に娘を預けざるを得ませんでした。園では子供は育てることはできないことになっていて、満1歳になると園以外のところに移さなければならなかったからです。

娘は3歳になったころ、たまたま母とともに水納島から平良市に集団移住してきました。小学2年生になっていた娘がある晩、4キロほどの野道を夜1人で園に来たことがありました。けなげにも親を慕い、どのような思いで来たかと思うと、おれは何という情けない親だろうと思うと同時に、この子を何が何でも自分の手で育てようと決心しました。

昭和40年、たまたま南静園では護岸工事があり、その平良さんという工事責任者から、これから園外でも一緒に仕事しないかと誘われました。私は、不安はあったが、娘と暮らすきっかけと考え承諾しました。渡りに船でした。

娘と暮らし始めのころの住まいは、私の妹の家の畳6枚を横に並べた1室を借りて始めました。幾ら何でも親子3人で暮らすのには狭過ぎるので、家を探すことにしました。手ごろな家が見つかりましたので、掃除を済ませそろそろ移住しようかと思っているところへ、家主のおばあさんが「この家はあなたたちには貸せません」と言って、1ドル置いていきました。理由はあえて聞きませんでした。後に友人から、私たちが園の者であることが理由であったと聞かされ、腹が立って仕方ありませんでした。そんなことがあって、どんな小さな家でもいい、自分の家をつくと決意しました。しかし、土地も資金もありませんでした。ある日、私を園から誘い出してくれた棟梁の平良さんを訪ね、相談しました。彼は、「何とかなる」と言って、自分が資材は材木店から何とかするから、土地を探せと言いました。

平良さんが言ったように何とかあって、沖縄の本土復帰前の年、トタンぶきの小さな家ができました。経済的には苦しかったが、親子3人水入らずで暮らせるだけでうれしく、私には宮殿のように思えてなりませんでした。ただ、私は在籍のまま労務外出許可を1週間ずつもらい、いわば園と家とをまたにかけての生活でした。

土建の仕事は楽ではありませんでした。感覚のない指にはけがもしやすく、いつも指には包帯が巻いていましたから、みんなにじろじろ見られるのがいやで、逃げ出したい思い

の毎日でした。しかし、娘との生活を守るためと頑張りました。また、初めのころはみんなと一緒に現場で水を飲めず、苦労しました。いつも隠れて飲んでいました。人夫の中にはどんな人がいて、私をどのように見ているか怖かったのです。私にはそれが見えない壁に思えてなりませんでした。みんなはその様子を見ていました。私はその後から少し気が楽になって、隠れて水を飲むのをやめて、みんなの前で水を飲むようにしました。案ずるより産むがやすしで、何事もありませんでした。

水のことでは忘れられない思い出があります。ある暑い夏のこと、水が欲しくなったので、ちょうど通りすがりの道のそばの家の軒下に、水がめの上にひしゃくが置いてありましたので水を飲もうとしましたがどうしても飲めず、帰ったことがあります。その後、社会復帰して二十数年後、用事があるとその家に行ったとき、その家の方が「暑いでしょう、冷たい水でもどうぞ」と言ってコップに水をくれました。二十数年前、だれも見えていなかったはずなのに、私が病気とはだれも知らなかったはずなのに、一体私は何におびえていたのだろう。これこそが見えない壁であったと考えています。

社会での仕事に少しなれたころ、ある護岸工事の途中に私を誘ってくれた平良棟梁をはじめ、経験のある者たちが他の会社に行ってしまいました。図面の見方も、機器類の扱いも全く知らない私を、工事現場の責任をせよと親方が言いました。断りましたが、自分がやり方は教えると言っておられたが、何も教えてはくれませんでした。仕方なく引き受けましたが、何よりも人夫が果たして私についてくるだろうか、それが一番心配でした。幸い、人夫もついてきてくれて無事工事が終わり、検査も合格したときは、生まれて初めて味わう感動でした。この仕事は昭和43年ごろまで続けました。

土建会社の仕事をやめた後は、新聞社の集金をしましたが、その後廃刊となり失業しました。その後も電力会社や沖縄放送局などの集金関係の仕事をしました。手の指先が不自由ですからお金のやりとりがもどかしく、中には私の手を見て、小銭を床の上に投げるようにして置かれ、私がそれを拾いかねているのをさげすむかのように見ている人もいました。

昭和44年、宮古スキンクリニックから相談員にならないかとの話がありました。初めは在宅患者や、ハンセン病の疑いのある人の検診勧奨などを非常勤でやってもらいたいということでしたが、係の職員がやめたため、かわりの仕事をするようになりました。相談員の仕事をしているうちに、ある程度専門的知識の必要を感じ、自費で社会福祉主事の資格を通信教育で取得しました。

そのうち、沖縄らい予防協会の正職員の辞令を受け働いていましたが、昭和57年2月、出向が解かれ本部勤務になりましたが、家庭の事情で退職しました。スキンクリニック退職後は創刊されたばかりの新聞社の販売を担当していましたが、そこも4年目で廃刊になりました。

平成10年、腰部脊椎狭窄症で働くことができなくなり、仕方なく再び入所しました。幸い手術で腰も治っていたので、熊本判決後、再び退所しました。せめて老後は真の人間らしく、だれはばかることなく生きていきたいと思ったからです。以前の社会生活を生かして、自信と勇気を持っていきたいと思っています。

比較的偏見・差別の少ない宮古島と言われますが、それは当たらないと思います。新しく退所した人たちが直面していることは、特に歯科治療、理髪、美容だと聞きます。私も初めて町の理髪店に行ったとき、大汗をかき逃げ出したい思いをした経験があります。

昨年11月におきた熊本の宿泊拒否事件のようなことが宮古で起きないという保証はどこにもありません。以前退所した人たちの中には、一度も園を訪問したことのない人がいることを知っています。過去がばれることが怖いからだと聞きました。退所したら退所したで、このようにお互いの情報すら知らせ合えない状態は何を意味するのでしょうか。このような状況をなくし、少しでもお互いの情報交換のできるようにと、平成14年12月に宮古退所者の会をつくりました。その活動すら難しいのです。偏見・差別が今なお見えない壁として立ちふさがっているからだと思います。行政の実効ある啓発を望むと同時に、我々ハンセン病を経験した者も、逃げではなくて勇気を持って立ち向かう気持ちで頑張りたいものだと思います。

私は言うほどのことではありませんが、依頼があれば、学校や団体で自分の体験を語ることにしています。どんなささやかなことでも、それが啓発・啓蒙につながると思うからです。

終わりに、私の夢は学校の先生になることでした。小さいときからずっとそれは変わっていませんでした。父も私の夢を知っていて、漁師として網元を継がせる気はなかったようでした。しかし、この国の誤った絶対隔離政策のために、私の夢もつぶされました。私は、時間が戻せるものなら60年前に戻って夢を果たしたいです。

以上でございます。(拍手)

【金平座長】 知念さん、どうもありがとうございました。入所、退所、また入所、退所と繰り返される中で、なおかつ夢も語ってくださいました。ありがとうございました。

これから先、委員のほうからの質問をお受けいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、各委員の方、お願いいたします。

光石委員、どうぞ。

【光石委員】 ありがとうございます。

奥様の墮胎のときの、ほんとうに言いたくないことだったと思いますけれども、園が注射をする方法に失敗した後、知念さんが行かせないということで、それで園は何も反応しなかったのかどうか。あるいは、知念さんのほうがワゼクトミーを受けたということと何か関係があるんでしょうか。その辺のところをもう少し。つまり暗黙の強制があったということをよくご存じだった。にもかかわらずお嬢さんが産まれたという、そのあたりのところを教えていただきたいんですが。

【知念】 先ほどの与那覇さんの証言にもありましたように、結婚したら必ずワゼクトミーを受けるとか、あるいは妊娠したら子供をおろすというのは、園と申しますか、施設側だけじゃなくて、入園者の中にもいつしかそういう、それは当たり前だというようなのがあったように私には思えたんです。したがって、産むべきだという周囲の人々のそういうことではなくて、むしろ黙っていたと申しますか、おろすのは当たり前だからということで、それで、産みなさいよという人はそんなにいなかったです。だから自分たちも産まなければならないのかということで、ただ、私は少しキリスト教の信者でもありましたので、その人がおなかの中に既に生命として宿るもの、それは殺してはならないじゃないかという考えもありましたから、絶対に産むべきだという考えを持っていました。

【金平座長】 光石先生、いいでしょうか。

【光石委員】 そういうお考えを持っておられて、そしてそれを貫かれた。園のほうで、注射で失敗したことの後、何か言ってきたりはしなかったんでしょうか。

そういうキリスト者としてのお考えを貫かれたんですね。園のほうは、それに対しては特に何か言ってきたりはしなかったんでしょうか。

【知念】 もちろん、失敗した後は、その意思があると見たんでしょうね。それで、再び来いということはあったんですけども、私が行かさなかったんです。それで、家内もかなり苦しんでいたようですけども、それでも行かないで子供が生まれたという。やいのやいのというような言い方を園が言ったわけではないですけども。

【光石委員】 園のほうから、来なさい、来なさいということは言ったんですか。

【知念】 ありました。

【光石委員】 でも、奥さんは悩んだけれども、ご主人とよく相談した上、行かさなかったと、こういうふう理解している。

【知念】 はい。

【光石委員】 わかりました。

【金平座長】 牧野委員。

【牧野委員】 どうもありがとうございます。

今のお話に続きまして、この話の中では、1年間は子供を育てることを園が猶予したんですか。1年間は園の中で子供を育てることができた。そういうことを南静園は一般的に、1年間はいいということがずっと行われていたんでしょうか。

【知念】 大体そんなものだということで、私もそのように、1年間を約束として守ったつもりだったんです。

【牧野委員】 そういうことが南静園では頻繁に起こっていたんですか。

【知念】 はい。

【牧野委員】 そうすると、何人かの子供さんがおられるわけですね。

【知念】 はい。

【牧野委員】 これ、いろんな園から比べてみますとすごく特殊なことじゃないかなと思うんですね。そうすると、それはずっと戦争のあたりから昭和何年ごろまでそんなことが行われていたんでしょう。

【知念】 私たちの場合は、娘は昭和33年の8月の生まれですが、大体私たちと同じ年代の者たちでワゼクトミーを、私は最後じゃないけど、多分私の記憶では私の後にあと2人くらいワゼクトミーを受けた人がいまして、多分その人も私と同じような事情で、そういう感じで子供が生まれた後、ワゼクトミーを受けた。その方々もまた同じように1年ほど置いて。それは家族が引き取ってくればの話で、それができない人もいまして、例えば教会あたりの託児所とか、いろいろな施設に引き取ってもらうということも何例か、私も知っています。

【牧野委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 井上委員、どうぞ。

【井上委員】 ありがとうございます。井上です。

1つ伺いたいんですが、最初、退所されますよね。それで家を建てられて娘さんと3人

で暮らすと。そのときに、いわば完全な退所ではなくて、労務外出でということで更新をされるということでしたよね。一つは、それがどのぐらい続いたのか。後で再入所されますね。そのころまでそういう状況を続けられたのか、それともどこかで正式な退所をされたのか。それが1つなんですか。

【知念】 1ページ目にあるとおり、昭和42年といっても実際はもう少し前ですけども、それで退園証明書をもらったの退所というのは昭和56年の4月です。ですから、結構在籍のままで社会生活の活動をしてきました。

【井上委員】 ありがとうございます。

それでもう一つ伺いたいのは、そのときのお気持ちです。療養所はやっぱりいたくない、早く出たいところだったわけでしょう。出られて仕事もされていたし、家もあって、しかしなぜ、そういう形をとっていらっしまったのか。例えば、再発の不安だとかありますよね。その辺のお気持ちを少し聞かせていただきたい。

【知念】 やっぱりいつもつきまとっているというのは、もちろん私は本病の再発ということはあまり考えませんでした。ただ、手にも足にも知覚はほとんどないので、何かやるとけがをすぐすると。社会でおって一番嫌なのは、体のどこかに包帯を巻いているのを一般社会の人というのは非常に聞きたがるんです。どうしたの、どうしたのとか。そういうこととか、だからあまり本病がどうのこうのとかということよりも、余病またはそういった傷の問題が一番気になる。それはいつもつきまとっていたようなものです。

【井上委員】 済みません。もう一つ、56年に退所されて、これは退所証明書ということで、そのときは園から何か医療上の問題やらで言われましたか。それから、いわば正式の退所ですよ。そういうことに踏み切られたのはどういうご事情だったんでしょうか。

【知念】 私は少し生意気と申しますか、もともと、これは入園者の中の何名かの者たちの考えがわりとそういうのがありまして、退園証明書というのがどれほどのものなのかという考え方を持っていました。だから、何かあるときにその証明書を提示し、人に見せてじゃないとやっていけないという生活は少しおかしいと思っていました。それはどういふことかといいますと、やっぱり世の中の人というのは、例えば自分よりちょっとしたことでもたけているのを認めれば、わりと受け入れるような気もします。自分の経験からするとそんな気がします。だから、対等の立場でやろうという前向きなところを持っておればいいじゃないかという、またそれを受け入れてくれる人々がおればいいじゃないか、証明書はどうでもいいという考え方がわりと強かったからやってきたんですけども、なぜ退

園証明書がここに出てきたかという、これは実はちょっと言いにくいんですけど、予防協会に正職員として働くようになったころ、おかしいじゃないかと。在園のまま仕事をするとするのはおかしいんじゃないかという協会内の、ある意味では、考えようによっては嫉妬みたいなものもあったのでしょうか。そういったことがあって、どうしても証明書を出せという話があったんです。それで、その当時の馬場園長先生と相談しまして、今申し上げましたような、私はそういうつもりで今まで来たんですけども、協会のほうからどうしても証明書を出せと言っているんですけどどうしましょうかと言ったら、別に私も要らないと思うけどというふうに笑いながらおっしゃったんだけど、向こうのいろいろな事務処理上のこともあろうから、だったら出しましょうかという感じで証明書を書いていただいたというようにいきさつがあります。

【金平座長】 神委員、どうぞ。

【神委員】 偏見と差別の問題について、お伺いをしたいです。

私、全療協で仕事をしております神と申します。先ほど、ご発言ありがとうございました。

今、私ども全国組織、全療協がいろんな問題に直面しておりますけれども、特に重要な問題、4つ、5つあるんですが、その中の2つを挙げると言えば、一つはやはり一般社会に広く深く存在するハンセン病に対する偏見と差別、これをいかに解消するかということが最大の課題であるわけで、この問題を毎年のように厚生労働省の事務官と議論をし、厚生労働省に対して労を惜まず、法的責任があなた方にあるんだから、かつて行った無らい県運動と同じような規模で大量の人を動員して、予算も惜しみなく使って大々的に偏見と差別を排除するためのキャンペーンをやれとずっと要求してきているんです。厚生労働省も2001年の熊本裁判以降、この問題に注目をしております、この問題がいかに重要かということも近年になってようやく認識し始めたと私どもは実感をしておるんですが、今年の統一行動の中でも社会に深く存在しているこの差別の問題をどのように解消するか、その有効な手だては何かということがいつも議論の俎上に上るんですが、的確な答えがそこで出てこない。あなたのお話しになったものの末尾に、行政の実効ある啓発を望むという言葉がありますけれども、これはこのとおりだと思っています。私どもも、どのようにすれば有効な手だてがあるのかということで考えているわけですが、特效薬みたいなものはないんですね。今は13ある療養所の自治会の会長を中心にした役員たちは、一生懸命、一般社会に勇気を持って飛び出して、市民を対象にしたハンセン病に対する偏見・差別を

解消するための努力を続けておりますけれども、なかなか目に見えた成果が上がってこない。そういうことから、昨年11月に熊本における温泉の宿泊拒否という問題が出てまいりまして、あなたもその問題を取り上げて指摘をしておりますね。

私どもが今、厚生労働省に要求しておりますものは、来年と言わず今年度から具体的な方策としては、広く各都道府県において政府の主催によるシンポジウムをやりなさいということをお願いして、ようやく国も重い腰を上げまして、今年度あるいは今年度内に、まず第1回を東京都でやりたいという具体的な計画を今立てつつあって、私もその相談に乗っておるわけですが、果たしてこのシンポジウムが国民の間に根深く残っているハンセン病に対する解消のための有効な手だてかといえば、これはなかなかそうはいかないだろうと思うわけです。したがって、あらゆる手段を駆使しながら粘り強く長い目で見、毎年繰り返し、繰り返し各都道府県を中心としたシンポジウムをとりあえずやってくれという要求をして、ようやくこれに手をつけ始めているんですが、あなた方社会復帰をなさって毎日ご苦労なさっている方から見て、どういうふうな方法があるとお思いなのか、あなたご自身もいろんなところでお話しされているとお話をされましたけれども、そのことに対する思い、効果というものをどのように実感されているか。また、こういう方法もあるんじゃないかというアドバイスがあれば、ぜひお教え願いたいと思ってあえて質問させてもらいました。

【知念】 神さんがおっしゃっているように、私も、今まで例えば政府がキャンペーンするとか、テレビでとかパンフレットとかというような、そんな上滑りのなやり方では何の意味もなさないとは思っています。ただ、社会で私たちが実際に、比較的私の場合は、みんなから直接非難されたり差別されたりというものはそんなにたくさんはないんですけども、かといって全然というわけにもいなくて、例えば初めて親戚などに会うときには、この人に自分の病気だったこと、後遺症を見てこの人は何と感じるだろうかという、非常にそういう考え込んだりすることはあるわけです。だけど、時間がたっていくにしたがって、あるいはつき合いといいますか、日ごろの生活や、そのたびに繰り返していくうちに、自然とみんなわかってくる。ただ、そのわかってくるというときにも、それがいざというときにどういうふうになるかはよくわかりませんが、少なくとも普通のつき合い方というか、普通の親戚づき合い、例えば宮古などは非常にお酒も好きですし、お通りというものも盛んですが、このお通りという酒の飲み方なども、みんな、10名おったら10名、20名おったら20名、1つのコップで酒を回して飲むわけですけども、こ

ういったこともそれで嫌だと言われたことは今のところないというのが私の経験なんです。

それで、アドバイスとおっしゃいましたけれども、そんなアドバイスなんていうあれじゃないんですが、ただ、私が日ごろ心がけているのは、できるだけ自分は隠さないで、さっきの話と少しおかしいかもしれませんが、できるだけ自分は隠さずにやる。例えば家内は、手は丈夫ですからあれだけれど、私が手まね足まねで何か物を言うときに、手を隠せ、手を隠せとこういうふうに言いますけれども、何で隠さなくちゃならないかと言ったりして、そういうときもありますが、やはりそういうことが、隠さずに手を出して仕事もできる、話もできるという、その一人一人の努力みたいな、決意みたいなものも個人には必要なことだし、それからキャンペーンといっても、私、思うのに、例えば学校教育の中での啓発・啓蒙の重要性というのは大きな問題じゃないだろうかと考えています。

例えば、申し上げませんでしたけど、この裁判以降、何カ所かの医学部の学生さんが南静園に來られましたけども、いつも話を聞かせてくれというから話しますけれども、その後で皆さんに言うのには、そういうひどいことがあったのかとか、これからどういうふうに自分たちが何をやればいいのかとかという質問が必ず出てきます。先月もある自分の友達を通して、早稲田大学の教育学部の先生から、ぜひ話をお願いしますと言われていたので、そのことを裁判の後の集まりの翌々日、出て行って下手なしゃべりをしてまいったんですが、やはりそのときにも同じように、私たちがハンセン病問題に対してどのようなことをすればいいのかという質問が結構たくさん出てきました。私はそれに対してさっと言ってしまいましたけど、できるだけ体験者の話を聞いたり、あるいは療養所を訪ねて実態を見て、自分の体を実際にそこに持っていくことによって感じるところから出発したらどうですかというようなことを話したりしてきておりますけれども、ただ、放送とかあるいは会議とかというだけのものだけで、知識だけじゃなくて、体ごとといいますか、そういう方法も効果はあるんじゃないだろうかと考えております。

【金平座長】 鮎京委員。

【鮎京委員】 私が聞きたかったことを今、お話ししてくださっているんですけども、私もちょっと確認したいと思うので教えてもらいたいと思います。

13園回ってきて、おそらく知念さんのこの証言が最後の広い場所での証言だと思います。それに大変ふさわしいお話をしてくださったと思って、ほんとうに最後の証言としてよかったなと思っています。それはなぜかというと、見えない壁という言葉を使って説明をされているからです。私の理解がこれでよいかどうかお聞きしたいんですけど、一つは

見えない壁という言葉を経験した人の立場から、その人の心の中にある見えない壁というのは何なのかというふうに、ご自分の体験に照らして内省されている、心の中を見詰めて。そして1つの結論を得ることができておられる。それは自分が戦ってこられたからだと思うんです。たとえば、水を飲むということ为例に挙げて、大変深い考察をされています。社会からどう見られるのかということにとっても自分はこだわっていた。でも、一体何を怖がっていたんだろうという思いが、最後は獲得されたものとしてあるわけです。それは、ハンセン病の人だけではなく、私は薬害エイズの裁判もやっていますが、エイズの人たちもそうなんです。そこでとどまっているんです。つまり、エイズの人たちは外から障害が見えないんです。見えないけれども、とても怖くて乗り越えていけないところがあります。ですから、そういうふうにして獲得してこられたものを、見えない壁を心の中に持っているほかの患者さんとか、ほかの立場の人たちと交流をしていかれるということがすごく大事なんじゃないか。それがまた自分の中の見えない壁を、克服されているけど、またステップアップしていく力になっていくんじゃないかと思って、その点、どう思われるかという点が一つです。

それからもう一つは、見えない壁というのはハンセン病を経験した人の心の中にだけあるわけではなく、もちろん経験をしていない私たちの側、社会の側にあるわけです。それについても触れていただいています。それは、退所者同士を経験交流すらできないようにさせる壁です。でも見えない壁といったって、結局は見える壁なわけです。歯医者さんに行ったり、旅館に行ったり、美容院に行ったりしたところで現実にぶつかる壁ですけど、そのことについても話してくださっています。しかし、それに関しては、私たちハンセン病を経験したことのない人は、知念さんほどに自分の中の見えない壁について内省を深めたという経験がおそらくほとんどないと思います。

私自身はハンセン病の裁判もやってきたし、エイズの裁判もやってきたけれども、最初はやっぱり、自分の依頼者になる人と初対面のときはやっぱりびっくりした。粟生楽泉園に行きましたけれども、エイズの人たちと会ったときもやっぱりこわごわだった。でも、知らないうちに平気になっている。それはなぜなのか。普通の依頼者と全く同じ、一緒にご飯を食べたり旅行したりするわけです。それはさっき言われたような、なれてくる、繰り返し、繰り返し普通のつき合いをするということからできているのかなと思います。

私の考えは、ハンセン病に対する医学的な知識というか、基本的な知識をみんな学ぶ必要があると言われていています。だけど私は、それを知るだけでは経験のしたことのない人の

中にある見えない壁は越えられないと思う。それと、それプラス、繰り返し、繰り返し、当たり前普通の人間づき合いをするということとセットにならなければ、多分越えられないんだと思う。それを、さっき石垣さんが言われました普通のつき合いをするということ、ヒントを与えてくださったと思うんです。だけど、まだそれは、一応ぼやっと自分の頭の中にあることなんです、難しいかもしれないけど、知念さんのほうから見られて、経験したことのない人が自分の心の中にある見えない壁を越えるためには、何があったら越えていけるだろうか。相手方の立場なので難しいかもしれないけれども、一つは繰り返し、繰り返しつき合うということをしつこく言ってきたんですけれども、少しまた深めていただければと思っています。

2つの見えない壁について、コメントいただければと思います。

【知念】 何もなかったら見えない壁を感じることは、要するにそれは先ほどから出てくるような、らい予防法とか、あるいは無らい県運動とかによって、怖い病気だどうのこうのと植え込まれたそのものが、いつの間にか、私、思うのに、果たして水納島のある小さい島の大人たちが、ハンセン病に対しての、怖いものだということをいつ、それが無らい県運動によって植えつけられた考えなのか、あるいはもともと人間がいつの間にか、病気に対する恐怖といいますか、そんなのを持っていたのかよくわからないけど、少し余計なことかもしれませんが、小学校のときに、戦争のちょっと前なんですけど、さっきもお話ししました輸送船がいっぱい水納島のリーフに座礁するんですけれども、それをおろすために、多良間島の船の機関長をしていた人がいた。その人は後でわかったんですけれども、実は南静園に入所していたんだけど、一時島へ戻っていた。その人が、親の時代から少いうちのおばあさんたちが親しくしていたということで、尋ねてきてそこでお茶を出したんですけど、その人が帰った後、その湯飲みをかまどの灰に持って行ってやっていた。食べ残したタコの薫製みたいなものだったと思う、そういったものをうちらが食べようとしたらだめと言われたことがあって、そういった一つ一つがいつの間にかみんな、私の中にはそういったものが、さっきも言ったようにミツヌムヌの話とかというものが恐怖みたいなものもあった。だから、ほかの人もみんな同じようなものを持って、いつの間にか怖い、怖いというものが伝わっていったかなと思う。

ですから、その怖いものをつくり出したのは、いろんな意味で、無らい県運動もあっただろうし、昔からのいろんな言い伝えみたいなものもあったかもしれませんが、でもそれはさっきおっしゃるように、それに対する正しい知識、医学的知識でもいいし、そ

ういったものをこれからお互いが勉強し合う機会を持つことによって解消されるんじゃないだろうかと思うし、やはり繰り返すということが必要じゃないかと私は思っています。

ですから、おっしゃることに対する答えにはならないと思うんですけども、とにかく国民一人一人が、それを受けて行政もきちっとみんなに伝わるようなことを考えながらやっていく。だから今、キャンペーンとかあるいはシンポジウムとかというものを、もっと細かいところへ下っていけるようなことをやれば、ただ政府主催だよとか県主催だよとかというふうにやっているというものを、見せかけだけのようなものではない方法を考え出してもらえないかなと思っています。

私は、この間シンポジウムを宮古でやったときに、平良市の教育長さんにこういうことを言いました。学校の授業時間の中にハンセン病の話ができるような時間を設けてもらえないかと言ったら、「いや、学校でなかなかその時間がとれなくてね」と言っていましたけれど、そういったことも、できればただ現場の先生だけに任せるんじゃなくて、ちゃんとした教育長とか、上の教育関係のそういうところから、学校教育の中に時間を組めということも一つの方法ではないのかなと思ったりしております。

【金平座長】 鮎京先生、いいですか。

【鮎京委員】 南静園の外に仕事に行かれているときに、平良さんという工事責任者の人から、「今度は外でおれと一緒に仕事をしないか」と声をかけられた。それから、おうちがなくなって困っているときに、また平良さんが「家はつくれる、何とかなるよ」と言って資材を集めてくれた。そういうふうに、経験したことの無い人が、ちょっとした助け船というのを出していくということが、知念さんが元気をだんだん持っていったというところの、人との信頼関係を学んでいくというところのすごく重要なことだったんじゃないかなと私は思うんですよ。ですから、私たち、経験したことの無い人がこの問題につながりたいときは、どんなに小さいことでもいいから、ちょっとしたことでその人が困っているときに助けてあげたりしていく、そういうことが入り口になっていくんじゃないかなと、あなたの経験を見て思うんですけど。

【知念】 そうだと思います。護岸工事は当時は入園者が使われていたんです。それは毎日出るんじゃないんですけど、自治会の仕事に支障がないようにと行ってローテーションを組んだ形でやっていたんです。たまたまそういう中に、私はどういうわけか毎日出てこいとそのころも言われていて、それでその後で工事が終わるころ、これからも一緒にやろうよということになって、それが一つのきっかけ、私、当然、さっき申しましたように

娘を育てるのにどうしたらいいかと悩んでいた時期だったから、飛びつくような形でほんとうは使ってもらったというか、働かせてもらったんです。それは大きな私の自信につながっていったと思います。

【金平座長】 ほかにはございませんか。

訓覇委員、どうぞ。

【訓覇委員】 検討会の訓覇です。

先ほどからの証言からもちょっと出てきていることなんですけれども、今、知念さんおっしゃられた中でも、比較的偏見・差別の少ない宮古島と言われていますが、それは当たらないと思いますという言葉がありました。僕たちの感覚の中で、沖縄というところは本土のほうと比べて差別とか偏見とかが少し緩やかだったんじゃないか、あるいは隔離ということが少しは状況がまだあったんじゃないかとか、そういうような非常に思い込みというんですか、そういうものがある。それを知念さんにお聞きするというのはおかしなことかもしれませんが、むしろ僕たちがなぜそういうふうに思うのかということを検証しなければならないと思うんですけれども、実際に宮古島でおられて、こういうふうに比較的差別・偏見が少ないと言われるということ、それはどうしてそんなふうに、言うならば、ここでは誤ったそういうような見方が持たれるのかなということ、どういうふうに思われているのか聞かせていただきますか。

【知念】 それは、さっきの話の中にもありましたんですけど、例えば、ごく近い者とか親戚同士とか、あるいは例えば仕事の仲間とかというふうな、大体安心してつき合えるという人の範囲では、見るところでは偏見・差別はないように思えます。だけど、例えばきょうの集会の場合でも、果たして知っているはずなのに、なかなか顔を出さないとか、あるいは社会でいろんな集会とか、つまり自分が知らない人のところへ行くというのはものすごい抵抗があるというか、それらから考えると、何を恐れているかと言ってしまうとそれまでなんですけども、やはりそこには、その人はその人なりの偏見・差別に対するそういう恐れといいますか、いわゆるそれが私の言う壁なんですけども、そういうことを通してもわかるんじゃないかと思います。

それともう一つ、これ、今回の証言にも入れようかと思っていたのがあったんですけども、これからヤギの料理をいただくわけですけど、南静園の近くの道路工事をしていたときに、ちょうど南静園の皆さんも作業員として何名か使っていたことがあって、それでヤギ料理でも食べて元気つけて、栄養をつけてやろうかということで、ヤギ料理を食べたこ

とがあったんです。そしたら、大体ヤギ料理にはお酒を入れてにおいを消して食べる
ことがあるんですが、食べている仲間の中に、とにかくむちゃくちゃお酒を入れて食べた。私、
わかりませんでしたから、食べた翌日、こういう話を聞かせてくれた。「知念、知念、どう
してあの人は酒をヤギ汁にいっぱい入れて食べていたかわかるか」と言うから、「いや、わ
からない。見もしませんでしたからわからない」と言ったら、「あれは、あなた方が料理し
たものだから、消毒のつもりでいっぱい入れて食べているんだよ」と言って、へえっと思
って、そのとき私は実際に、「ああ、あの人がね」と思いました。

日ごろは一緒に同じスコップ、同じつるはし、同じ何かを使って、私たちが触れた物を
使って仕事をして何でもないように来た人が、いざ自分の身に迫ってきたというか、その
ときにはこういう形で恐れると、怖がるというようなこともその一つじゃないか。

それから、ついでですから申し上げますけれども、これは聞いた話です。今年の話です。
南静園の工事人夫の中に、売店から弁当を買った。ところがそこにいたのは、たまたま売
店の方が入園者の方を頼んで店番をさせたわけです。そしたら、その方が結構不自由な手
で弁当を売ってくれた。そしたら、その人はその弁当をどうしたかといったら、食べずに
持って行って護岸で捨てたという。私たちは意外とこういうふうに、日ごろの仕事とか身
近にいるからこの人は理解者だと思いがちですけども、中身はそうではなくて、このよう
なこともあると。それらを通して、やはり決して宮古は特別に偏見・差別がないとか少な
いとかとは言えないんじゃないかと思っています。

【訓覇委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 いいでしょうか。

これで知念さんからお話を伺うというのはおしまいにしたいと思います。知念さん、時
計をごらんください。ごめんなさい、1時間20分にも及びましてごめんなさい。私、さ
っきからわかっていたんですけれども、疲れたでしょう。でも、みんな聞きたかったんで
す。伺いたかったんです。どうもごめんなさい。だけどほんとうにいろいろとお話を聞か
せてくださいました。ありがとうございました。(拍手)

それでは、先ほど鮎京委員もちょっとおっしゃいましたけれども、実はきょうはこの検
証会議、6時ちょっと前までとっております。それで、明日ももちろん検証会議が続き
まして、明日もう1人聞き取りというのをさせていただく予定でございます。しかし、私
どもは13の園を回り、民間も入れましたら15の園を回りまして、直接入所者、また退
所者、そしてその直接関係の方からお話を伺う聞き取りはきょうが最後になるかと思いま

す。やっぱり、いろんなものにこのごろハンセンの関係、お書きになったものなどがござい
ますけど、直接園に伺ってそこで伺えたお話というのは、私などには活字では得られな
いものがありまして、ほんとうに心の奥のほうにまでしみ通るような、そういう考えを今、
自分の中に持っております。

ほんとうにありがたかったと思いますが、残された時間を少しそういう状況の中での、
まだ検証会議はあした以外にも、12月、1月、2月にも検証会議をする予定でございま
すので、会議そのものは続くんですけど、こういう聞き取りが最後、それからこの13園
を回るのが最後という状況の中で、少し意見を交換してみたいと思っておりますので、残
りの時間、よろしく願いいたします。

どなたからでも結構ですけれども、もしも時間が足りなければまたそれは今後の中でや
るとして、時間いっぱい少し話し合ってみたいと思いますが、よろしく願います。

【鮎京委員】 じゃ、私から口火を切りますね。

私も13園回ってきてお話をいろいろ聞いて、最終的には何が残ったかという、おま
えはこのハンセン病の問題について、自分の中にある内なる壁というものをちゃんと意識
できているか、内省できているか、それを越えるアイデアを持っているかということが、
最後の自分に対する課題として残ったなと思っています。それで、最初は自分は検証会議
委員だということで皆さんのお話を聞きながら、皆さんの言っていることを正確に理解し
て最終報告書にまとめていきたいというような仕事意識が結構あったんです。でも今は、
この地に至っては、自分がどうやってこのハンセンの問題と向き合っていくのかというこ
ろが残っています。

私自身は、薬害エイズの裁判もやったし、それからハンセン病の裁判もやりましたし、
今は肝炎の裁判をやっていますが、皆差別を受ける病気を持っている人たちが依頼者だっ
たんです。ところが、それを受けていくと、私たち弁護士は全然こだわりがなく、一緒に
ご飯を食べたり一緒におなべをつついたりということが簡単にできちゃうんですよ。それ
はなぜだったんだろうと。自分の依頼者だから、もちろん差別したら依頼者というわけに
はいかないわけですけども、そうじゃなくてなぜなんだろうというところを自分で振り
返って、それをほかの人に還元していくことが役に立つんじゃないかなと思っています。

1つ考えているのは、私は弁護士なので、どうしたってこの病気がどういうものなのか
ということを理解しないことには裁判ができないということから、医学的な知見というも
のが出ているものは徹底して勉強しなきゃいけないということがあります。そのために、

非常に弁護団は勉強したと思う。だから、科学的知識という面からの、ほかの人よりかは偏見をクリアする機会に恵まれたと思います。ただ、さっき私が言ったみたいに、それだけではやはり越えられるものではなくて、それを実行してみなきゃいけないと思うんです。実行するというのは、日々繰り返しそれが大丈夫なんだという、何ということもないんだと、そのうちに意識しなくなっていくということになっていったと思う。

私は偏見・差別を受けるような病気の裁判を、これからも受けていく自信が今はかなり持てるようになってきています。そんなふうに分岐の問題として残ったというのが私の感想です。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

訓覇委員、どうぞ。

【訓覇委員】 僕も最後の鮎京委員の知念さんへのご質問、非常に大事なご質問をされているなと思ってお聞きしました。ずっと知識ということでは検証会議でもいろいろな形で得てきたと思います。これは部落解放運動の中からも言われている言葉なんですが、偏見は誤解ではないので、正しい知識を得たからといって解消するとは限らないという言葉があります。そしたらそれを、どういうふうにしたら僕たちは偏見を克服していくのかという課題を投げかける言葉なんですけれども、それは僕自身、そのことがほんとうに自分自身が生きていくということにおける課題となるかどうか。簡単に言えば自分の問題として受けとめられるかどうか。それから、差別をない状態からゼロにするというだけでなく、この課題に向き合うということが、自分自身の人生にとって大きな方向を与えてくれるという課題として受けとめられるかどうか。そこが一つ大きな境目というか。だから、そういう形で証言してくださった方が、私自身がこれから生きていく力を与えてくれる声として私に響いてくる。そういう意味で、きょうの知念さんがむしろ格闘された苦しみというか、そういうことを最後に証言してくださった。単にと言ったら語弊がある言葉ですが、被害ということの実態をおっしゃるだけにとどまらず、そのことと自分との格闘の苦しみ、人間の生きざまとしてそれをきょう、さらしてくださった。そういうことを僕自身が、どのようなこれからの自分の生きざまの中で受けとめていくのか。それが、知識ということだけでは乗り越えられない偏見を、私の中では乗り越えていく一つの道というか、そういう意味で、知念さんの言葉に出会うということが、知識を知ることと出会うということは、もう一つ展開があるんだなということやきょうの最後の証言を聞いて、これまで聞かせてもらってきた証言も全部そういうことに通じるのかなと思う、そういう感想を

最後に持たせていただきました。

【金平座長】 ありがとうございます。

光石委員、お願いします。

【光石委員】 最初から僕は、専門的な知識がいかにいろいろな法制度に影響をもたらすかということに関心を持って勉強してきたんですけども、きょう2つほど、やっぱり専門的な知識というものが、結局今の時点でその当時のことを思い返すという意味での難しさという点から、2つのことがやっぱり残ってしまったと思います。一つは、ハンセン病の医学・医療について、今までにこの検証会議の中でもさんざん議論はしてきましたけれども、結局、どの時点における医学的な知見なのかということをおそらく確定できないで来た。という意味では、神が存在するしないを別にして、いわゆる世俗社会で法政策を決めていくときに、やはり専門的知識、専門的な知見をどう把握するか、認識するか、という、少数意見があったり多数意見があったりする中で、その時点で、どうやったら法制度の基礎になる医学、科学の知見というものを把握できたのかと。ハンセン病に近寄せて言えば、伝染するかしないかというようなことについての医学的な知識・知見が結局は左右したはずなんですけれども、いまだにそういう医学・医療の知見というものが定まっていない面があるということに、非常に驚いているんです。そういう意味では、後からハンセン病の医学はこうであったというようなことを言うことは比較的容易かもしれないけれども、昭和28年法ができた、そして廃止されるまでの間に、一体医学というものがどういうものであったのかということをおそらく、どうやってつかめたんだらうか。その問題が1つ、どうしても残りました。

それからもう一つは、きょうの石垣さんの話にもあったんだけど、今度は法律的な専門的知識という点から言うと、一体人権と、我々はすぐそれは少数者のこと、ハンセン病に感染していると疑われるような人ないしは患者、そういう人たちの人権をすぐ思い浮かべるんだけど、ハンセン病を発症していない人たち、当然マジョリティーなわけですけども、そういう人たちのことを人権という言葉で表現する人もいます。それは一体、救らいの父というような言葉がさっき出ましたけれども、結局、多数者の人権というもの、ないしはそれを人権と表現していいのかどうかという、これは法律家の責任の問題かと思いますが、結局その問題もいまだ十分に解決されているというふうには私には思えない。そういう意味では医学、科学のほうからの専門的な知見、それから法律のほうからの専門的、公共の福祉とかそういった中身、結局、検証会議が終わろうとしているこの段階で

も、やっぱり僕の中では十分に解決されずに来ているという気がしています。

【金平座長】 ありがとうございます。

お願いいたします。井上委員。

【井上委員】 いろいろ私自身の中の課題というのがあるんですが、1つ、きょうのお話と関連して言いますと、沖縄で、宮古でもそうですが、やはり他よりもハンセン病患者さん、あるいはハンセン病が受け入れられていて、ほかよりは、いわば本土よりはまじだったんじゃないかというような話もあったわけですが、そうではないと。やはり、厳しい偏見もあり差別もあってという、きょう、そういうお話をされましたよね。でも他方で、いわゆる社会復帰された方がほかと比べると多いんですよね。特に宮古もそうですし、私がいろいろ話を伺ったところでは、地域の人たちとの間でもほかよりも、正確かどうか、これはむしろ教えていただかなければなりません、ほかよりもある意味で社会復帰がうまくいって進んでいるというようなことがあると思うんです。とすると、そのギャップはどう理解したらいいのかということのを改めてまた教えていただけたらと思いますが、これは後の懇親会の場なりということで、ぜひそこを教えていただきたいと思います。

つまり、少し理屈を言いますと、差別・偏見というふうに普通言うんです。あるいは偏見・差別と、これは一体のものとして言っているんですが、両者はやはり性格が違うんじゃないかと。つまり偏見というのは、誤った考え方やあるいはその認識です。その誤った偏見に基づいて、他者に対して、あるいは制度もそうですが、人権を奪ったり、あるいは不利益を課したりする。こうなると差別なんです。差別というのは一つの行為を伴うわけです。そうすると、偏見をなくそうというこの問題と、差別をなくそうというのは、必ずしもイコールではないのではないかと。つまり、偏見というレベルではいろいろな考えもあって、それを正しい知識を得るということに、ある意味ではなかなか難しいところがある。これは先ほどからもお話がありました。しかし、それを差別しないということは、全く別の段階ですから、差別をしないことはできるんじゃないかと。偏見をなくすのはなかなか、いや、私は持っていていいと言っているんじゃないですよ。これは誤解されると困りますが、だからそういう意味では、自分の内心に持っている考え方と、それからそれを行動に出すかどうかという次元の違いをやはり踏まえて、やはり差別をしてはいけないんだと。ここは徹底をして、もう一つ。じゃ、差別とは何ぞやということは、人権とは何ぞやということとつながるわけですが、そこをやはり考えていく必要があるのではないかと、いうふうに思っています。

【金平座長】 まだご発言のない方、次の機会にということもございますが、もうよろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間はまだ残ってはおりますけれども、これで一応この会議を閉じる方向でよろしいでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。

これは閉じるに当たりまして、私、座長としてでなくて、個人的な立場でございますけれども、一言今の自分の感想を申しますと、この検証会議、どうやって検証を進めるということが最初の1回目、2回目のときに問題になりましたが、いち早くこの現場に立とうと。要するに療養所すべてに行こうということを決意いたしまして、それを、実を言うといろんな金銭的なことも含めているあったのでございますけれども、実行に踏み切りました。おかげさまで、冒頭に申しましたようにこれを、きょうこの宮古南静園の会議をもって、私どもの決意したことを一応果たすことができましたんですが、すべての園で検証を行えたということを私はうれしく思います。しかも、それを公開でやったということでございます。そして、その公開の場に証人に立ってくださった方がたくさんおられます。きょうはまだ数を数えておりませんが、何人になるでしょうか。ほんとうに多くの方が証人に立って下さいました。それぞれに長い歴史の中で、あるいは個人的にはお話しになりたくないことも、この公開というこの場に自分を持ってきていただいてお話しくださるということにはいろんな葛藤もありましたかと思っておりますけれども、それを検証のために、私たちのためにあえてその行動をとられたことに対して敬意を払うとともに、感謝したいと思っております。

それから、この会議に当たっては、非常に多くの取材を受けました。本日も取材に多くのカメラも入っておりますし、取材を受けましたけれども、やはり私たちのこのハンセン病隔離政策の検証には、私たちだけではなくて多くの方に検証のプロセスも知っていただきたいと思っておりましたので、それをマスコミの方のご努力で取材に入っていて、また報道もしていただいたこと、多くの方に広げていただいたことを大変感謝したいと思っております。

最後にやっぱり、この公開の場に多くの方が参加して下さいました、傍聴して下さいました。これにも大変ありがたかったと思います。きょうもこの海を渡ってということですが、たくさん大勢の方がお越し下さっております。どの園もいつもいっぱいいらしたということを今思い起こしております。そういう公開の場の中で、委員たちも率直に話

し合いができたのではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。私個人的に言えば、どなたかのお話にもありましたけれども、やっぱり知識だけでなく、経験をなさった方たち、またそれを見詰めておいでになった方たち、そういう方たちのことを直接生にお話を伺うことができ、私個人的に言えば、知識だけでなく、自分の内面の問題にも気づかせていただくことができた、そういう場であったということを申し上げておきたいと思えます。

きょう、最後にいろいろと個人的な考えも出していただきましたけれども、こういうふうな個人的なレベルの問題から、私どもはいよいよ最後に、これを検証会議としてどうまとめるかという、検証会議のレベルで私たちは今回の検証を締めくくらずにはなりません。これがどういうふうにすべきか、今その作業を進めているということを冒頭に申し上げましたけれども、正直なところ、この残された時間、わずかな中でやるべきことがあまりに多いということにも、今、戸惑いを感じながらやっているということでございます。

ほんとうに今回は、この検証会議を各園でやらせていただいたことに感謝するということをお願いしたいと思います。

ほんとうの最後に、今度は座長としてでございますが、すべての園を回りましたけれども、どの園においても私たちの検証会議に対しまして、非常に温かくて、そしてご協力をいただきました。そのことを最後に感謝して、きょうの会議を終わりにしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。明日もございませうが、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

【事務局(加納)】 ありがとうございます。

あすの検証会議は9時15分から、園内の見学をさせていただくことを予定しております。園内の見学については公開ですが、取材をされる方については、園内の撮影は可能ですが、個人の方が写られるときには必ず許可をとってから撮影をお願いしたいと思います。

また、不自由者棟見学ですが、こちらのほうは10時30分から非公開ということでされておりますが、一番最初の多目的センターでの懇談の様子につきましては、公開ではありませんが、取材については冒頭の頭撮り等についてはやっていただいて構わないということですので、そちらのほうもご予定される方についてはお願いいたします。

また、11時50分からこちらの公会堂のほうで石嶺氏から聞き取りをさせていただきます

ますので、そちらについては公開になっておりますので、またご参加をよろしくお願
いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

了